
◎開会の宣告

○議長(福島尚人君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、令和7年第4回新ひだか町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時30分)

◎開議の宣告

○議長(福島尚人君) これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長(福島尚人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、16番、志田君、2番、池田君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長(福島尚人君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から19日までの3日間をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日から19日までの3日間に決定いたしました。

◎行政報告

○議長(福島尚人君) 日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長。

〔町長 大野克之君登壇〕

○町長(大野克之君) おはようございます。お手元に配付してございます資料に基づきまして行政報告をさせていただきます。

資料のまず1番目でございますが、要望活動に関してでございます。令和8年度におきます防衛施設周辺整備事業の実施に関しまして、先月、5月14日の日に北海道防衛局並びに千歳の防衛事務所のほうに赴き、関係事業の採択に向けて要望活動を行ってきたところでございます。

続きまして、2点目でございますが、令和6年度におきますふるさと応援寄附の実績についてでございます。まず、ふるさと応援寄附でございますが、令和6年度の金額的に申し上げますと、合計で5億9,429万8,000円ということでございまして、令和5年度の実績、5億302万8,000円に比べまして18.14%の増となっております。

また、一枚めくっていただきますと、3といたしまして、いわゆる企業版ふるさと納税に関し

まして実績を載せてございますが、これにつきましても1,330万円ということでございまして、令和5年度の実績に比べまして27.88%の増となっているところでございます。

最後になります、4の建設工事等に係る入札発注状況についてでございます。入札日は5月15日から5月29日までの間に工事に関しましては4件、委託に関しましては5件、合計9件の入札を実施してございます。なお、その詳細につきましては、3ページから7ページにかけて添付してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。

以上で行政報告を終わります。

○議長(福嶋尚人君) これにて行政報告は終わりました。

行政報告の質疑については、議案審議後といたします。

◎報告第1号及び報告第2号の報告

○議長(福嶋尚人君) 日程第4、「報告第1号 令和6年度新ひだか町一般会計繰越明許費繰越計算書について」及び「報告第2号 令和6年度新ひだか町下水道事業会計継続費繰越計算書について」の2件を一括議題といたします。

提出者からの報告を求めます。

及川総務課長。

[総務課長 及川啓明君登壇]

○総務課長(及川啓明君) おはようございます。ただいま上程されました報告第1号、報告第2号について御説明いたします。

初めに、報告第1号は令和6年度新ひだか町一般会計繰越明許費繰越計算書についてございまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により別紙のとおり繰越計算書を調製したので、報告するものでございます。

1枚おめぐりください。一般会計の繰越明許費繰越計算書でございます。8件でございます。1つ目は2款 総務費、1項 総務管理費でエネルギー・食料品等価格高騰支援事業でございます。金額は1億3,200万円、翌年度繰越額は2,427万4,000円で、財源内訳は国からの重点支援地方創生臨時交付金が1,438万4,000円、一般財源が989万円で、国の指定する申請期限が令和7年7月31日となっております、未申請世帯がいるためでございます。

2つ目は、新規就農者施設園芸燃油等価格高騰対策事業でございます。金額は214万3,000円、翌年度繰越額は194万8,684円で、財源内訳は同じく重点支援地方創生臨時交付金100万円、一般財源が94万8,684円で、価格高騰に係る重点支援予算につき、予算措置の時期が年末であったことから、年度内に事業が完了しないためでございます。

3つ目は、4款 衛生費、1項 保健衛生費で総合ケアセンター大規模改修事業(外壁劣化改修)でございます。金額は6,446万円で、翌年度繰越額は3,867万6,000円で、財源内訳は地方債の緊急防災・減災事業債が3,860万円、一般財源が7万6,000円で、改修規模が拡大したことにより年度内に事業が完了しないためでございます。

4つ目は、8款 土木費、2項 道路橋梁費で地方道路整備交付金事業でございます。金額及び翌年度繰越額は1,899万1,000円で、国からの社会資本整備総合交付金が1,139万4,000円と地方債の過疎対策事業債が690万円、一般財源69万7,000円でございます。事業内容は、本町本桐線改良舗装工事、山手通線改良舗装工事でございます、道路法線の変更による事業計画の再検討によ

り事業が年度内に完了しないものでございます。

次に、10款 教育費、2項 小学校費及び3項 中学校費で学校施設照明器具改修事業でございます。金額及び翌年度繰越額はそれぞれ2,630万円で、財源内訳は小学校費、中学校費ともに国からの学校施設環境改善交付金が876万6,000円、地方債の学校施設改修事業債が1,750万円、一般財源3万4,000円でございます。いずれも国の補正予算を受けて実施する事業となっておりますが、国から市町村への補助交付金の決定が遅く、年度内に事業が完了しないためでございます。

7つ目は、11款 災害復旧費、2項 土木施設災害復旧費で道路災害復旧事業でございます。復旧箇所春別農屋線道路災害復旧工事でございます。金額及び翌年度繰越額は1億7,000万円で、財源内訳は国からの土木施設災害復旧費負担金が1億3,600万円と地方債の道路災害復旧事業債が3,060万円、一般財源が340万円でございます。年度内に事業が完了しないためでございます。

2項 土木施設災害復旧費の2つ目、河川災害復旧事業でございます。復旧箇所は春別川、メナシベツ川河岸災害復旧工事でございます。金額及び翌年度繰越額は4,700万円で、財源内訳は国からの河川災害復旧事業負担金が3,760万円、地方債の河川災害復旧事業債が650万円、一般財源が290万円でございます。使用する資材の納期が大幅に遅れたことにより年度内に事業が完了しないためでございます。

以上で報告第1号の説明を終わります。

1枚おめくりください。引き続き報告第2号について御説明いたします。報告第2号は、令和6年度新ひだか町下水道事業会計継続費繰越計算書についてでございます。地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定により別紙のとおり繰越計算書を調製したものでございます。

下水道事業会計の継続費繰越計算書でございます。1枚おめくりください。1件でございます。1款 資本的支出、1項 建設改良費で浄内終末処理場耐震改築事業でございます。継続費の総額は2億3,200万円で、令和6年度継続費予算現額2億3,200万円に対し残額及び翌年度通次繰越額は1億9,960万円で、財源内訳は国からの社会資本整備総合交付金が1億410万円と地方債で下水道事業債が4,450万円、過疎対策事業債が4,440万円合計8,890万円でございます。令和5年度に入札不調により通次繰越しをし、令和6年度の執行となりましたが、年度内に事業が完了しないためでございます。

以上で報告第2号の説明を終わります。

○議長(福嶋尚人君) 本件は報告事項でありますので、以上で報告第1号及び報告第2号を終わります。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第5、「諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 大野克之君登壇]

○町長(大野克之君) ただいま上程されました諮問第1号につきまして御説明を申し上げます。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。現委員7名のうち3名の

方の任期が令和7年9月30日で満了することから、次期人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

人権擁護委員につきましては、同法第6条第1項の規定により法務大臣が委嘱するものでありますが、その候補者は市町村長が推薦することとされておりまして、当該推薦に当たりまして議会の議決を受けなければならないということになってございます。

今回推薦しようとする方につきましては1人目は再任となります。現住所、日高郡新ひだか町静内中野町4丁目43番地の7にお住まいの西村葉子氏でございまして、生年月日は昭和35年5月13日、65歳でございます。職業は無職でございます。今回再任されますと3期目となります。

続きまして、2人目でございますが、この方は新任となります。現住所、日高郡新ひだか町静内青柳町2丁目6番21号にお住まいの武田三智子氏でございます。生年月日は昭和32年8月7日、年齢は67歳でございます。職業は無職でございます。

3人目の方も新任となります。現住所は日高郡新ひだか町三石本町278番地の2にお住まいの亀田基氏でございます。生年月日は昭和33年1月23日、67歳でございます。職業は住職をなさっております。

3名の方とも新たな任期は、令和7年10月1日から令和10年9月30日までの3年間となります。なお、次のページから3名の方々の略歴を添付してございますので、御覧いただきたいと存じます。

以上で諮問第1号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(福嶋尚人君) お諮りいたします。

本件については、人事案件でありますので、議会運営基準により質疑・討論を省略いたしたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本件は質疑・討論を省略することに決定いたしました。

これから「諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について」を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案の者を適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は、原案の者を適任とすることに決定いたしました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第6、「議案第1号 工事請負契約締結について(旧三石温泉施設等解体工事)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

及川総務課長。

〔総務課長 及川啓明君登壇〕

○総務課長(及川啓明君) ただいま上程されました議案第1号について御説明申し上げます。

議案第1号は、工事請負契約締結についてでございまして、次のとおり工事の請負契約を締結しようとするものでございます。

本工事は、旧三石温泉敷地に津波緊急避難施設を整備いたします。梟舞地区東部津波緊急避難施設整備事業実施に係る解体工事でございます。予定価格が1億円以上でありますことから、工事請負契約について議会の議決を得ようとするものでございます。

契約の目的は旧三石温泉施設等解体工事、契約の方法は条件付一般競争入札、契約金額は2億1,723万5,920円、うち消費税及び地方消費税の額は1,974万8,720円でございます。契約の相手方は、田湯タナカ建設株式会社、代表者は日高郡新ひだか町静内末広町3丁目4番22号、田湯タナカ建設株式会社代表取締役、田湯勝義でございます。

次のページを御覧ください。参考資料1、契約書案でございます。工事名は旧三石温泉施設等解体工事、工事場所は新ひだか町三石梟舞地内、工期につきましては契約の日から令和8年3月13日でございます。請負代金額は令和7年5月20日締結の建設工事請負契約の締結に関する契約書に記載の金額、契約保証金は免除としており、以下記載のとおりでございます。

1枚おめくりください。参考資料2となります。参考資料2は解体工事全体の位置図、また次のページをお開きいただき、参考資料3は解体施設の解体面積をお示ししてございます。参考資料4から参考資料13までは、それぞれの施設の平面図となっております。

以上、議案第1号についての御説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第1号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第1号 工事請負契約締結について(旧三石温泉施設等解体工事)」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福嶋尚人君) 日程第7、「議案第2号 財産の取得について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中村管理課長。

〔管理課長 中村英貴君登壇〕

○管理課長(中村英貴君) おはようございます。ただいま上程されました議案第2号につきまして御説明申し上げます。

議案第2号は、財産の取得についてでございます。地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により予定価格2,000万円以上の財産の取得には議会の議決が必要となりますことから、次のとおり財産を取得するため議案を上程するものでございます。

今回の財産の取得につきましては、令和7年3月の第2回町議会定例会において予算の議決をいただきました新ひだか町G I G Aスクール構想による児童生徒1人1台端末等の整備に係る財産の取得でございます。当町では、国のG I G Aスクール構想に基づき令和2年に児童生徒1人1台端末を整備し、活用を進めてまいりましたが、5年が経過し、端末の故障が相次いでいる状況となっております。また、学習指導要領において、情報活用能力が学習の基盤となる資質、能力と位置づけられており、国のG I G Aスクール構想第2期において教育のI C T化の環境整備がより一層推進されることとなっておりますことから、今回全児童生徒の端末を更新しようとするものであります。G I G Aスクール構想に基づく学習者用コンピューター等の更新については、北海道及び道内市町村が設置する共同調達会議において端末の仕様等を協議し、事業者及び納入単価を入札により決定されたものであり、決定した相手方と市町村が直接契約を行うこととされております。

議案第2号を御覧ください。1、取得しようとする財産及び数量は、小中学校学習者用コンピューター等1,395台でございます。

「2. 取得の目的」は、児童生徒I C T学習用としてでございます。

3、取得方法は、売買によるものでございます。

「4. 取得予定金額」は7,442万3,250円で、うち消費税及び地方消費税の額は676万5,750円です。

「5. 取得の相手方」は、札幌市中央区大通西14丁目7、東日本電信電話株式会社執行役員北海道事業部長、島津泰氏でございます。

また、本件につきましては令和7年5月30日付で仮契約を締結しておりまして、議会の議決をいただきました後に本契約を締結する予定でございます。

1枚おめぐりください。参考資料であります。仕様明細を記載してございますので、お目通しをいただければと思います。

以上で議案第2号の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

議案第2号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから「議案第2号 財産の取得について」を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

説明員の入替えがありますので、暫時休憩いたします。そのままお待ちください。

休憩 午前 9時54分

再開 午前 9時56分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎一般質問

○議長(福嶋尚人君) 日程第8、一般質問を行います。

なお、13番、川端君の質問に関連して説明資料が提出されておりますので、御確認ください。

通告順序により発言を許します。

登壇の上、一括質問願います。

5番、田畑君。

[5番 田畑隆章君登壇]

○5番(田畑隆章君) おはようございます。壇上より一般質問をさせていただきます。

「町政への住民参画について」でございます。人口減少とともに町内の活力が落ちています。町政は住民参画を得て協働でつくり上げることが重要と考え、以下質問いたします。

住民参画がなぜ重要なのか。もともと大切なことではありますが、ここに至ってなお重要なのか。それは、人口減少が急激だからであります。人口が減ると役場職員、町職員数も減る。そうすると、今まで曲がりなりにも行われていた事業が縮減したり、消滅したりする可能性があります。その時点で右往左往するのではなく、住民ができること、せねばならぬことについてどう参画していただけるか、割と分かりやすい2つの質問で共通認識を深めたいと思います。

1、災害避難計画でございます。これは、生命に関わる災害は近年起きておりませんが、起きないという保証はなく、夜中に地震があるとマグニチュード9クラスの地震と津波の関連が想起され、水害にしろ、巨大地震と巨大津波にしろ、いかに住民が自主的に、主体的に避難するかが原則でありますので、以下伺います。

1、自治会自主防災組織の位置づけと災害避難計画への参画について伺います。

2番目、自治会自主防災組織及び自治会防災組織が自らの生命を助け、近隣を助けるためどう活動するべきか、自治会住民はどうあるべきかについて伺います。

3番目、町が進める自主防災組織の敷衍は相当の時間がたっていますが、100%ではありません。100%に近づける政策について伺います。

4番目、自主防災組織や自治会担当者が一堂に会しそれぞれの知見交流を通じ、町への要望、あるいは町からの要望を課題共有する必要があると思います。このために自主防災組織連絡協議会といった住民主体の組織連携は重要と思いますが、いかがでしょうか。

次に進みます。しずない桜まつりについてであります。しずない桜まつり実行委員会の役割について、役場組織以外の公的団体や協同組合に対する働きかけはどのようになされているのか伺います。

2番目、桜まつり実行委員会はもともと民間組織が中心となって進められ、大規模化とそれに伴う運営組織充実のため町長が実行委員長に就任されています。民間組織がもっと参画する必要があるのではないかと考えています。

3番目、来年のしずない桜まつりには、高規格道路日高自動車道新冠インターチェンジが開通していると思われれます。桜まつりには、多数の観光客の来場が見込まれます。実行委員会の令和8年桜まつり実行計画は、本年の9月か10月に概要発表と組織強化策、担当組織、役割分担などについて住民参画型桜まつりとして計画すべきでないかと思いますが、いかがでしょうか。

4番目、小中学生、高校生による桜の補植は、ふるさと教育に合致し、育林と文化財保護、景観の保全に資すると考えます。ふるさと教育としずない桜まつりへの参加について伺います。

5番目、本年は初めて歴史的建造物龍雲閣及び伊藤博文や後藤新平の書も未公開に終わっています。小中学生、高校生などの参画を得て、町内文化振興課、町民とが連携し、我が町における歴史文化財遺産の継承を図ることについていかがお考えか伺います。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

[総務課長 及川啓明君登壇]

○総務課長(及川啓明君) 田畑議員御質問の大きな1点目、「町政への住民参画について」御答弁いたします。

初めに、災害避難計画についての1つ目、災害避難計画への自治会自主防災組織の参画についてでございますが、災害時においては自助、共助、公助のうち、地域の防災力を高める上で共助の果たす役割が極めて重要であることから、本町では地域における自主防災組織の設置や活動の促進、そして地域防災計画への参画について町から積極的に呼びかけを行っているところでございますが、全ての地域をカバーするまでには至っていないのが現状でございます。

そこで、御質問の災害避難計画、これは津波避難計画のことを指しておられると理解しますが、この計画の目的は地震、津波発生直後から終結するまでのおおむね数時間から2、3日の間住民等の生命及び身体の安全を確保するための避難計画になりますが、計画内容は避難対象地域の指定や避難目標地点及び避難経路の選定や初動態勢、また津波対策の教育、啓発、避難訓練の実施などが盛り込まれております。この計画への自主防災組織の参画となりますと、避難目標地点や避難経路の決定になってこようかと考えますが、これまでも各地域の防災訓練や防災講話などを通し意見交換をさせていただいておりますし、自治会長会議やまちづくり懇談会などで御意見をいただきながら計画を策定し、修正を行っているものと認識しており、既に計画策定に参画、深く関わっているものと認識しております。

次に、2つ目の自主防災組織及び自治会防災組織が自ら生命を助け、近隣を助けるためどう活動すべきか、自治会住民はどうあるべきかについて伺うについてでございますが、本町におきましても、これまでも繰り返し申し上げましているとおおり、自主と共助の力が地域防災において極めて重要であるものと認識の下、防災対策を進めてまいりました。本町の地域防災計画におきましても自主防災組織の育成、地震、津波対策の一環として位置づけており、平常時には防災知識の普及、防災訓練、防災用資機材の整備、定検を、災害時には情報の伝達、初期消火、救出、救護、避難支援など多岐にわたる活動を期待しております。町といたしましては、引き続き地域の実情を踏まえつつ自主防災組織の設立や活動について働きかけを行い、住民の皆様と共に地域防災力の向上を図ってまいりたいと考えており、その上で地域の皆様をお願いしたいのは災害時においてまず自らの身を守る自助、そして身近な地域の方々と助け合う共助の力が被害の軽減や命を守る上で非常に重要となります。自助の具体的な行動としては、家庭内における食料、飲料水、生活用必要品の備蓄、目安として最低3日分、可能であれば1週間分、避難経路の確認や災害時の家族間の連絡方法の確認、家具の転倒防止対策などを改めて認識し、行っていただきたいと考えます。また、共助としては、自主防災組織や自治会を中心とした平常時の地域防災訓練、防災知識の共有、地域の中で避難に支援を要する方の把握、災害発生時の安否確認や初期消火、避難誘導など、地域の実情に応じた活動を意識していただきたいなどがございます。こうした取組を進める上では、特に自主防災組織や自治会の皆様の御協力が不可欠でありますし、また全ての活

動を一度に実施することは難しい面もございますが、地域の実情に応じてできることから1つずつ取り組んでいくことが重要と考えております。

次に、3つ目の自主防災組織の敷衍は相当時間がたっているが、100%ではない。100%に近づける施策についてでございますが、現在本町における自主防災組織の設立状況は49団体、組織率は61.1%となっております。町といたしましては、自主防災組織の未設置地域に対して自治会長会議や個別の訪問を通じまして、設立の重要性をお伝えするとともに、災害に備えた共助の必要性を御理解いただけるよう努めてまいりました。その結果、徐々にではございますが、設立団体も増えてきており、今後新たに組織化される予定の自治会もございます。一方で、地域によっては津波などの災害リスクが比較的低いことから、自主防災組織の設立に対する緊急性や必要性の認識が高まりにくい実情もございます。こうした地域におきましても防災は地震や風水害など多様な災害への備えが重要であり、町といたしましては災害リスクの有無にかかわらず、共助体制の必要性について引き続き丁寧に説明し、理解の醸成に努めてまいりたいと考えています。また、自主防災組織の設立後は、防災訓練や講話、資機材の整備支援など町として可能な限り支援を行うことで、組織の定着と継続的な活動につながるよう取り組んでまいります。

最後に、4つ目の自主防災組織や自治会担当者が一堂に会し、それぞれ知見交流を通じ、町への要望、あるいは町からの要望を課題共有する必要があると思う。このため、自主防災組織連絡協議会といった住民主体の組織連携は重要と思うがについてでございますが、町といたしましてもこれまでも自治会長会議やまちづくり懇談会、防災講話、地域ごとの意見交換の場を通じて自主防災組織や自治会の皆様と情報共有を図り、防災に関する実態の把握や課題認識の共有に努めてきたところでございます。また、防災資機材の整備や講話、訓練等に際しましても町からも積極的に働きかけを行い、各組織と個別に連携を進めているところでございます。地域によっては想定されている災害に違いが大きくあるものと考えられますので、防災に対する日々の活動や具体的な案件が違うことから、田畑議員が言われる協議会の設立、運営は非常に難しいものと考えますので、御提案の自主防災組織連絡協議会のような常設の組織運営につきましては、現在のところ設置の予定はございません。今後につきましても既存の仕組みや会議体を通じて、必要な情報共有や連携を丁寧に積み重ねてまいりたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 森まちづくり推進課長。

[まちづくり推進課長 森 勝利君登壇]

○まちづくり推進課長(森 勝利君) おはようございます。私からは、田畑議員からの御質問の「町政への住民参画について」の2点目、しずない桜まつりについての1点目から3点目について御答弁申し上げます。

しずない桜まつりにつきましては、新ひだか町静内の開拓の礎となった先人が大正初期に近隣の山々よりエゾヤマザクラなどを植樹した二十間道路桜並木の開花時期に合わせ、先人の偉業を町民挙げて回顧するとともに、全国より訪れる観光客を温かく迎え入れることを目的として、昭和39年に第1回目が開催されて以降今年で第62回目を迎えました。平成8年の第33回目から町が事務局を担い、関係団体により構成する現行の実行委員会体制の下で開催してございます。

そこで、1点目のしずない桜まつり実行委員会の役割について、役場組織以外の公的団体や協同組合に対する働きかけはどのようになされているかについてでございますが、実行委員会の役割につきましては、先ほど申し上げました目的を達成するためにおもてなしの心あふれる観光客

受入れ態勢の整備促進に資する事業を実行するということになるわけでございますけれども、この間事業実施に当たりましては、当然のことながら公的団体や協同組合のほか、周辺の8つの自治会も含めた実行委員会の構成団体となっている22団体の意見集約を図りながら進めてきてございますし、町といたしましても構成団体それぞれの立場で可能な限りの御協力をいただいているものと認識しているところでございます。

次に、2点目の桜まつり実行委員会はもともと民間組織が中心となって進められ、大規模化とそれに伴う運営組織充実のため町長が実行委員長に就任されている。民間組織がもっと参画する必要があるのではないかについてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、実行委員会の構成団体として22団体に参画いただいている状況でございますので、事務局といたしましては運営組織としては充足しているものと認識しているところではございますが、運営組織の充実という部分に関しましては今後におきましても構成団体という枠組みにとらわれずに研究を重ねてまいりたいと考えてございますので、御理解いただきたいと存じます。

最後に、3点目の来年のしずない桜まつりには日高規格道路新冠インターチェンジが開通していると思われ、しずない桜まつりには多数の観光客の来場が見込まれる。実行委員会の令和8年桜まつり実行計画は、本年の9月か10月には概要発表と組織強化策、担当組織、役割分担などについて住民参画型桜まつりとして計画すべきと思うが、いかがかについてでございますが、御質問にありますとおり、明確な開通時期は示されておりませんが、新冠町に設置予定の国道235号線への流入出口の正式名称を新冠インターチェンジとし、令和7年度中に供用を開始するということが発表されてございまして、苫小牧方面からの所要時間も若干短縮されますことから、そうした部分では観光客数への影響が少なからずあるものと認識してございます。現行しずない桜まつりの運営に当たりましては、3月中旬に実行委員会を開催し、組織体制や実施要領などを一括審議した上で、承認を得た内容に基づき事務局を中心として2つの部会と連携し、実施している状況にございまして、現段階では今年の9月、あるいは10月中に来年度の実行計画等を発表する予定はございませんが、一方で毎年同じような取組しかできておらず、新たな取組を模索したいという考えは持ってございまして、住民参画型という点も考慮しながら、よりよいおもてなしというものを研究してまいりたいと考えてございますので、御理解いただきたいと存じます。

○議長(福嶋尚人君) 中村管理課長。

[管理課長 中村英貴君登壇]

○管理課長(中村英貴君) 田畑議員から御質問の大きな項目の2番目、しずない桜まつりについての4点目、小中学生、高校生による桜の補植はふるさと教育に合致し、育林と文化財保護、景観の保全に資すると考える。ふるさと教育としずない桜まつりへの参加について伺うについて御答弁申し上げます。ふるさと教育は子どもたちが郷土の自然や人間社会、文化、産業等と触れ合う機会を通じ、そこで得た感動や体験によりふるさとのよさの発見、ふるさとへの愛着心の醸成、ふるさとに生きる意欲の喚起を目指すことを目的として、急激に変化する社会を将来を担う子どもたちが主体的、創造的に生きていくため資質、能力を伸ばし、豊かな心を育む教育の一つであると認識しております。当町でもふるさと教育の充実には力を入れており、全小中学校においてふるさと教育の年間計画を作成し、総合的な学習の時間や教科等の学習の中でふるさと教育の取組を推進しております。ふるさと教育に関する体験活動としましては、例年町内全ての小中学校でライディングヒルズ静内を活用した乗馬や馬のお世話などの馬と触れ合う体験活動を積極的に

行っております。また、ミニトマト栽培や農園見学、田植、稲刈り体験、花き農園見学、アイヌ文化体験等の地域に根差した活動を行っている学校もございます。桜に関する学習としては、町職員が講師となり、二十間道路桜並木の成り立ちや現状、老木化、害虫被害などに対応した桜並木の維持保全活動についての説明や桜の剪定作業体験などを行う出前授業を行っております。また、地元企業の社会貢献により学校敷地内に桜の植樹を行う活動を継続的に行っている学校がございます。高校生による桜の保全活動としては、静内農業高校の生徒が毎年二十間道路桜並木周辺の清掃ボランティア活動を行っておりますし、募金活動による寄附金を活用し、桜並木への植樹も数年にわたり行われております。

そこで、御質問のふるさと教育としてしずない桜まつりへの児童生徒の参加についてでございますが、非常に限られた授業時数の中で桜まつりへの参加を学校の教育課程に位置づけて実施するだけの教育的効果を見いだすことができないと考えており、学校に対し授業の一環として桜まつりに参加することを促す考えはございません。我が町の特色の一つである桜については、子どもたちが学び、触れ、身近に感じることでできる学びの機会を設けることは大変重要であると教育委員会としては考えておりますので、今後も町と連携した桜の出前授業の実施などふるさと教育の推進に取り組んでまいります。

○議長(福嶋尚人君) 齊藤文化振興課参事。

〔文化振興課参事 齊藤大朋君登壇〕

○文化振興課参事(齊藤大朋君) 私からは、しずない桜まつりについての御質問の5点目、龍雲閣等の歴史的文化遺産の継承とそれに向けた小中学生、高校生の参加、文化振興課及び町民との協働による取組について御答弁申し上げます。

本年は、諸般の事情により龍雲閣とその関連資料の一般公開が実現に至らなかったことは大変に残念であったと思っています。龍雲閣とその関連資料は、馬と共に歩んだ本町の歴史を物語る大変重要な資産の一つであり、次世代へと確実に継承していく責務があるものと考えております。その責務を果たすためには、龍雲閣とその関連資料の保存、活用と継承に関わる全ての人々が、具体的には小中学生、高校生をはじめとする若い世代を含めた町民の皆様が地域社会総がかりでそれらの保存、活用と継承の道を探ることではありますが、その道を探ろうとする機運の高まりは現状認められません。その要因の一つとして、龍雲閣とその関連資料の保存、活用と継承の担い手として主体的に関わっていただくことになる町民の皆様に対し学習機会の提供が不足しているため、龍雲閣とその関連資料の本質的価値が理解されていないと認識しています。今後は関係機関等とも連携して、町民の皆様が龍雲閣とその関連資料に触れ、学ぶ機会の創出に努め、本町が誇る歴史的文化的遺産の保存、活用と継承の道を探る機運の醸成を図ってまいりたいと考えています。

○議長(福嶋尚人君) 田畑君、ここで休憩したいのですけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩いたします。10分程度休憩します。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時35分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続します。

5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) 御答弁ありがとうございました。1番目につきまして、既に計画策定に参画し、深く関わっていただいているものと認識していると御答弁されたと思いますが、そのとおりだと思います。私の住んでいる自治会は吉野町1丁目自治会なのですけれども、吉野町には4つの自治会があります。私どもは一生懸命、古川も近いし、お年寄りも多いし、どうやって楽しい自治会にしていくかな、その経験交流のためにいろんなお話をしているわけなのですけれども、そういったことで避難訓練も実際に2回ほど新聞に大きく取り上げられたりして、実施してきました。あそこへ逃げるのだよ、ここへ逃げるのだよという話、民間のホテルさんですから、緊急避難ということであってもそのところは避難訓練等々では遠慮しなければならない部分もありますけれども、一応は実施しています。防災グッズも配られ、防災のリュックサックをしょって、行進に参加するという事は既にしておりませんが、足りません。どの辺が足りないかというところ、具体的にお話ししたいと思いますが、揺れました。携帯電話が緊急の速報を流しているという状況で、我々の自治会では防災リュックを持ってさあ、行くのですよとなっていますので、ホテルに行きます。5メートル程度の津波だったと。そこでは何とか一命は取り留めて、何とかなりました。では、その次の日どうしていくかということなのですけれども、実はここから先は我々訓練していません。ですので、ホテルに、あるいはその次の日、2次避難所のピュアに、2次避難所って決まっているわけでないけれども、あれば、行けるのだったら行って、もう少しゆっくと避難生活ができるかなと感じている。みんなでそういうふうな話はしているのですけれども、そのところについてしっかりとした避難計画を立てていないと、やはり心配だと思ふのです。いろんな人が……

○議長(福嶋尚人君) 田畑君、簡略にしてください。

○5番(田畑隆章君) はい。いろんな人が集まるので、その人たちと、町の中というのは人口が多いわけですから、逃げるところが少なく、その中でどう避難をうまくやっていくか、ここが大切なのだと思うのです。だから、ここについてどう手当てしていくか。ここがうまくいけば、災害関連死とか、そういったのも防げるのでないかなと思っているのですけれども、この辺に……役場がいろいろやっていただいているのも分かっているし、やってくれているのは分かっているのですけれども、それぞれの自治会、あるいは自主防災組織に任せるものは任せるというお言葉をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 田畑議員おっしゃるとおり、やはり本当に日頃の地域での防災訓練というのは非常に重要だというふうな認識は壇上でも話をさせていただいております。今の御質問の中で、いわゆる地震が起きたと。津波が来た。そのときに一時緊急避難所へ地域の方と行かれるという想定ですが、一応津波避難計画の中では津波が到達しない高台や到達しないところまでまずは皆さん逃げれる方については逃げてくださいます。それで、やむを得ず逃げれなかった方につきましては、先ほどおっしゃっていただいていたホテルやピュアなどの、田畑議員の地域でいけばそういったところに御避難いただくという形を想定してございます。その上で、避難所で人が多いときの避難所運営ということになりますけれども、初動に関して一時的にはやはり役場職員が対応していくというのが、これ計画的にもそうなっておりますし、そこを町が担っていくということ、これ前提になろうかと思ふます。ただし、おっしゃるとおり、町職員だけでは当

然運営というのは_____いかない部分もございますので、御指摘いただきました避難していらっしゃる方、また地域の方、自主防災組織の方々の御協力を仰がなければ実際には運営はできないと認識しておりますので、そのような協力体制を取って実際にはやっていくことになるかと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) そうだと思うのです。次の日から食料の確保、それからトイレの掃除当番、こういったことをちゃんとやらなかったら、それこそ大変なことになってしまうわけですから。ただ、それに関してはいろんな問題があります。

続きまして、社会福祉協議会が避難所運営について提携をされていると聞きますが、概要について説明していただけますか。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 社会福祉協議会との協定の関係でございますけれども、新ひだか町社会福祉協議会とは災害ボランティアセンターの設置、運営に関する協定を町と締結していただいております。内容といたしましては、新ひだか町の防災計画に基づきセンターの設置及びそれに伴うボランティア活動を円滑に実施するためということを目的として協定を締結させていただいております。具体的な内容になりますけれども、例えば平時でいけばボランティアニーズの把握であったり、ボランティア活動の情報発信等々をやっていただくと。有事になりますと、災害ボランティアの募集受付から関係機関との連絡調整、仲介等、またセンター活動に必要なその他のボランティアに関連する、運営に関する業務を担っていただくというような内容になってございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) そういったところにライオンズとかロータリーとかソロプチミストとか、そういうボランティア団体が参画して、備えを厚くしているというのはお聞きするのですけれども、今お聞きしましたとおり、やっぱり現場でまずやらなければならないのは自分たちの行動、本当にトイレ、食料、生命維持の基礎的なところを、自衛隊さんが来るか、あるいは消防の方が来るか、きっと誰かが助けに来るとは思うのですけれども、それまでの間地元の人たちが頑張らなければならない。どう頑張るのかということこれからみんなで確認して、年を取っていくといや、もういいわって、私はここで死ぬからというような人が出ますけれども、そうではなくて、どうみんなで行動できるか、そこをやっていきたいなと思っています。

自主防災組織の敷衍なのですけれども、これは極めて順調に進んではいると思うのですけれども、そういったことでいかにその内容を高めていくか。この内容を高めていくのに役場の方々は一生懸命やられている。それは分かるのですけれども、自分たちの命なので、自分たちの避難行動なので、自分たちがその機能を高めなくてどうするのかと。そこを強く言うべきではないかなと思っているのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 壇上でも御答弁させていただいたとおり、町といたしましてはこれまでもやはり自助、自らの命を自分で守る行動を取ってくださいというところ、ここについては繰り返し御説明をさせていただいておりますし、今後においても自助の、先ほど具体的に水の確保だとかというお話壇上でもさせていただきましたけれども、何よりもそういった備蓄品をそろえ

るということ、また災害に際しては避難する目的地点等々をしっかりと確認しておく等のそれらの取組をしていただきたいということを繰り返し発信していきたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) そこでですけれども、連絡協議会的なものの設立なのですけれども、先ほども言いましたように、吉野町には4つの自治会あって、それぞれやっているのだからやっていないのだから、その情報というのはあんまり分からないのです。だけれども、避難所に行ったら一緒になるはずなのです。どこか違うところへ行く人もいられるかもしれないけれども、大体はそういうところに吉野町だけでなく御幸町三木町の人でも本町の人たちも来るかもしれない。そういう人たちと役割分担、さっき言ったように、トイレの管理はどうするのだとかというのを調整していかなければならない。その調整機能もここが担うべきでないか。そこに役場さんがどういうアドバイス云々というのはあるとは思いますが、基本的にはあなた方の生活ですよ、あなた方の命なのです、あなた方ちゃんと生活できなかつたら風邪引いてこじらせて死ぬなり、大変なことになるのだから、自分たちでちゃんとやってくださいよっていかに言えるか。言い切るか。そのために自分たちで協議をする場所というのが私は必要なのだと思うのですけれども、名称はとにかくそういったことに力を尽くしていただけないでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 壇上で御答弁させていただきましたけれども、今すぐ新たな協議会と、連絡協議会的なものというのは町としては今考えてございません。しかしながら、地域の方々がそれぞれ活動していただくということ自体については否定するものは一切ございません。我々自主防災組織や自治会の方々とお話の中でやはり土台、素地づくりを今させていただいている段階だと思っていますので、展開見ながら御意見を踏まえて考えさせていただければと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) そういうようなことで、地元の自治会の人たちは努力していく。これは当然だと思うのですけれども、若干厄介なことがあるのです。それは、町場にやっぱり多いのですけれども、自治会に入られていない方が相当数おられる。若い人たちだと思われるので、そういう人たちというのは非常に戦力にもなる。それから、SNSの使い方も上手、こういった人たちがそういったところにしっかりと関わっていただければどんなに心強いかな。また、逆にそれが訳も分からない状況でそういった場面になると、知らないわけですから、年寄り同士はみんな知っているかなと思うのですけれども、若い人たち分からないわけですから、スムーズな避難所運営というのにちょっと面倒さがあるかなと思うのですけれども、この辺についての町の考え方はいかがでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 我々も自主防災組織に入らせていただいている自治会の方々以外にも災害の情報や町の避難、防災の取組について知っていただくということが非常に重要だと、同じように認識をしています。その上で、今若い方とおっしゃっていましたが、情報の発信、多重化ということを考えますと、やはりSNSですとかホームページ等々でしっかり情報を発信していくと。外に向けて出していくということ、これが非常に重要だと思っています。最近町のSNS等のフォロワー数も増えていきますと公式ラインの友達登録数、これ

圧倒的に若い方々の登録数が増えてきております。そういったあらゆるツールを使って、自主防災組織または自治会の方々が今取り組んでいらっしゃる、または町で今行っている防災に関する情報、これらを発信できるような取組を継続して続けさせていただきたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) そういったことを完全にやっている、経験をしてからこういう質問はすべきなのでしょうけれども、そこまで全然至っていませんから、申し訳なく思っていますけれども、我々も頑張りますので、町のほうもアドバイス等々今まで、従前と変わりなくよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、私の質問の2番目です。まず、お聞きしたいのですけれども、桜まつりに来られた人数ですが、最高を記録したのはいつでしょうか。また、何人でしょうか。そのときの実行委員長はどなたでしたか。いつの時代だったでしょうか。また、近年の傾向についてお聞かせ願いたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 森まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(森 勝利君) しずない桜まつりの入り込みについてでございますけれども、記憶が残っている部分ということで御答弁申し上げますけれども、最も多かったのは平成4年に開催した第29回目となってございまして、この年は5月3日から17日までの15日間の開催というところで、入り込みがおよそ28万6,000人という状況でございました。1日平均にしますと1万9,000人程度というような状況となっております。30年以上前ですので、資料が残ってございまして、当時の実行委員長がどなたかというところはちょっと分かりかねる状況なのですけれども、いろいろお聞きしているところだと、その頃は観光協会が事務局を持っていたというようなお話伺っておりますので、当時の観光協会の会長さんが実行委員長をされていたのかなと考えてございます。あと、近年の人数の状況でございますけれども、昨年がおよそ8万2,000人で、今年がおよそ7万5,000人ということで、減少傾向にあると認識してございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) その当時は私も若かったので、一生懸命やりましたけれども、札幌まで出かけて、札幌の地下鉄にぶら下げ広告とか、そういったことも、あるいは放送局に出向いてとか、そういう若げの至りのこともやってきたかなと思っています。そういうようなこともあって、ただ交通渋滞が非常に激しくて、札幌に帰るのに夜中になってしまったとかというお話も聞いています。高規格道路がなかった時代ですから、高規格道路が少しずつ延びてきて、大分その辺の国道の混雑は緩和されてきているのかなというようなことで、当初の質問をさせていただきました。それで、私はこの桜まつり、向こうから来ていただいて、楽しんでいただいて、帰っていただくということもありますけれども、こんな全国にPRできるチャンスにふるさと納税、ふるさと応援寄附、そういった特産品等々をPRする。しかも……

○議長(福嶋尚人君) 田畑君、今どこ質問されているのですか。

○5番(田畑隆章君) 2番目なのですけれども。そこで、SNS上とかでは画像とかきれいなものは映りますけれども、食してみるとかというのはやっぱり現場に行かないとならないと思うのです。そういったところに我が町のおいしいものを食していただけるコーナーとか、そういったものもこの桜まつりだからできるような気もするのですけれども、そういう今までの形態を超えていくというようなことを後のほうで考えていきたいというようなことがありましたけれども、

そういう使い方もあるということで理解してもよろしいか。

○議長(福嶋尚人君) 田畑君、参画について質問されているのではないですか、通告事項は。大分質問から離れている気がするのですけれども。

○5番(田畑隆章君) そののところもう少し説明させて。町民が参画する。これ町のほうからすると税金が集まるから、ふるさと納税は集まるからいいということなのですけれども、町民からしたらそれが売れて、地域が潤う。それは、町民自らが参画すべきでないかと私は思うのです。もちろんその土台をつくっていただくのは当然なのですけれども、町民がやらなければならない、そのところについて含めて答弁をお願いします。

○議長(福嶋尚人君) 森まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(森 勝利君) 町民の参画ということでございますけれども、今年の例で申し上げますと、例年同様イベント出店組合に御依頼いたしまして、多くの出店をいただいて、そこで地場製品の販売に努めていただいておりますし、あと今年度に関しましては観光協会にも出店していただきまして、町の推奨品、あるいは3か年取り組みました静農ブランドの開発で生まれた商品というものも販売も行っていただきました。29日の祝日には、農高生によるPR活動も行っていただきまして、大変いい機会だったなと感じているところでございます。先ほどふるさと納税というキーワードもありましたけれども、なかなかそこを意識した取組等は見えないかもしれませんのですけれども、現状町のファンを増やすという取組も重要と考えてございまして、実践している状況がございますので、その辺りで御理解いただきたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) 町のファンを増やすというのは、後のほうで文化振興課のほうからの答弁もあろうかと思っておりますけれども、お聞きしたいこともありますけれども、そういうようなことで来年は楽しみにしています。きっと新しい取組というようなことで、春というのはそれでなくてもうきうきするのだけれども、楽しみにしたいと思っています。

先ほど農業高校がというお話もありましたけれども、私は若い人たちのアイデア、それから高校生のアイデア、これは大事だなと思っています。それらに対しては補助金も必要かなと思うのですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 森まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(森 勝利君) 補助金というお話でございます。そこまでは検討はしてございませんけれども、先ほど申し上げなかった以外で静高生の書道部にお手伝いいただいて、御桜印ということで、数には限りがあるのですけれども、ボランティアで御協力いただいている部分もございます。そういった活動については、まだ可能性が十分に広げられると考えてございまして、今後新たな取組も含めて検討してまいりたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) 次に、4番目に移ります。

小中高校生や町民が桜の補植のための育苗など、これについては森林環境譲与税の対象になると思うのですけれども、この辺についてはいかがでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 森まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(森 勝利君) 森林環境譲与税でございますけれども、こちらにつきましては間伐といった森林の整備に関する施策、あるいは人材育成担い手の確保、木材利用の促進な

どといった森林の整備の促進に関する施策ということに充てるということが規定されてございます。桜並木の補植のための育苗というものも対象になるのではないかと考えてございますけれども、現状では財源に限りがございますことから、現在では令和2年度から森林の憩いの場創出事業という名目で、桜の補植場所を確保するために桜並木の除根作業を行わせていただいておりますので、そういった形で使用させていただいているということで御理解いただきたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) 同じように、この間新聞に出ていましたけれども、北海道宿泊税について説明があったとお聞きしておりますが、この使い道には歴史的文化遺産の継承を図るということも対象になると思うのですけれども、この辺は……

○議長(福嶋尚人君) 田畑君、先ほどから申し訳ありませんけれども、通告外に誤解されるような質問はやめてください。

○5番(田畑隆章君) なぜ今ここを聞くかということ、小中高校生のふるさと教育には循環型社会の中で環境についても必要だし、それから文化的な継承も必要だし、こういったことも含めての答弁を求めたいと思っているものですから、宿泊税についてちょっとどういうものなのか聞かせてほしいのですが。

○議長(福嶋尚人君) 森まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(森 勝利君) 北海道で検討されている宿泊税についてでございますけれども、来年4月からの導入に向けて現在自治体担当者、宿泊業されている方、あるいは観光関連事業者などとの意見交換会が実施されている状況でございます。管内におきましても先月末に実施されてございます。その中で基本的な考え方ですとか具体的な施策イメージというものの説明ございましたけれども、あくまでも北海道観光審議会であったり、北海道議会の議論を経て最終的に北海道が判断する内容であるものと認識しているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) 4番目の質問なのですけれども、小中学生、高校生による桜の補植はふるさと教育に合致しているのではないかということを行いました。そして、しずない桜まつりへの参加というところで、参加について強くスポットを当てられて、参加はできないとおっしゃられたのかなと思うのですけれども、そうではなくて、桜まつりができる我が町のこの環境をどういうふうにして守り、そして理解し、育てていくか、ここが肝腎なのだと思うのだ。1週間なり10日なりの祭りの期間中にどうするか。子どもたちがそこに行くことも大事だと思いますけれども、それ以外のところについてのふるさと教育、植林も含めてあるのではないかとお聞きしたのですけれども、そこについて再答弁いただければありがたいです。

○議長(福嶋尚人君) 中村管理課長。

○管理課長(中村英貴君) 壇上の答弁でも申し上げさせていただきましたけれども、なかなか祭り自体に、その期間中に学校の授業として位置づけるというのは非常に、教育的効果とか意義を考えたときには、そこまで学校に対して促すというのは委員会としては考えてございませんが、当然新ひだか町の言わばシンボルと言えるような桜でございます。これにつきましては、全ての学校で行っているというわけではありませんけれども、まちづくり推進課の日頃桜の二十間道路

の維持管理に当たられている職員の方をお願いをして、学校に行っていただいて、二十間道路の歴史ですとか、どうやって維持管理をしているのかというところの出前講座をやったり、実際に学校敷地にある桜の枝を払ったり、こういった作業しているというような体験学習をしたりしながら、町のこういったシンボルを守っている、維持管理しているのですよということを子どもたちにも伝え、学んでいただいているような授業もやっていったりします。それから、また別な学校におきましては、地域の企業の方の社会貢献事業ということで、グラウンドの周りに計画的に桜を補植し、それも企業の方だけが植えるということではなくて、子どもたちも一緒に植樹の場に参加をして、桜のこと、木のこと学びながら、樹木医の先生の協力とかもいただきながらやっているというようなこともございますので、そういった意味で桜まつりだけではなく、町のシンボルでございます桜についての学習を深めるというような取組は今までもやっておりますが、今後も引き続きしっかりやっていきたいということでございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) 都会の子どもたちとうちの子供たちがどこが違うかというところ、そういうすばらしい自然の中で自然をしっかりと受け継いで、そして自分たちのそれが海を耕し、海の生産物が我々の口に入る、そういう循環型社会についてじっくりと教えられていただければありがたいなと思っております。

さらに、5番目に移らさせていただきます。龍雲閣、今年は開館できませんでしたがけれども、実は私以前からすばらしいなと思っていることがあったのですけれども、実はラトビア共和国名誉領事、ハンス・ハンター、それから駐日英国大使、フランシス・リンドリーが親しく、出来たての静内駅に降り立ち、そして龍雲閣に来られています。そのフィルムの複製画像を見せていただいておりますけれども、この博物館の調査に深く敬意を表するものであります。この桜まつりの期間中にうちの町はこういう町なのだよということも含めて龍雲閣等で画像の公開はできないかどうか、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 斉藤文化振興課参事。

○文化振興課参事(斉藤大朋君) ラトビアの名誉領事のハンス・ハンター氏が撮影した昭和戦前期の新冠御料牧場の様子を収めたフィルムについてですけれども、当該フィルムにつきましては平成28年に私どもが栃木県日光市の日光市立図書館において新冠御料牧場関係資料の調査をする中で入手したものでございます。当時の日光図書館長より研究資料としての利用ということで資料を御提供申し上げますということで、特別に頂いてきたものでございます。その折に研究資料として頂いた以上は当館だけではなくて、他の大学博物館等の研究者、ほかにまた地域で歴史と文化について深く知りたい方々にも共有したいということで御了解いただいているところでございます。ただし、あくまでも研究のために使ってくれということでしたので、公開ということにつきましては無条件で公開するということではなくて、田畑議員にも御提供申し上げましたけれども、私や田畑議員などが例えば期間、あるいは時間、あるいは日にちなどを区切って、そこについて詳しく資料の調査結果であったり、中に収められていることについて講話等をする場面が一番は設けるといような形で、制限つきで公開するということは可能ではあると思うのですけれども、ただ現在龍雲閣に参りますと説明の音声レコーダーが流されておりますが、あのように無条件でリピート再生するような、そういうような公開というのは当時の日光市立図書館長が望んだことではないと思っておりますので、あくまでも私どもと研究者間、機関同士の信頼関係において

提出いただいた資料でございますので、相手方の気持ちを十分に考えて、そういった有意義な活用の仕方というようなことはしたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) 写真資料も、それからこれはフィルムですけれども、こういったものというのは極めてその地域、それにももちろん写っている人にとっては大切な財産なのですけれども、その風景そのものが、我が町の貴重な財産であり、しかも戦前の御料と、それから我が国との関係、海外との関係、そういったことが分かる貴重な資料、こういったことを教育の、小中高校、そういったところの教育にもっともっと生かしていただければありがたいなと思っております。

最後に、町が主体となってやられている事業につきまして、企画面、予算面含めて我が町の民間活力を全面的に引き出すために大きな努力が必要かと思いますが、町長、その辺はいかがお考えでしょうか。お聞きいたします。

○議長(福嶋尚人君) 上田総務部長。

○総務部長(上田賢朗君) 今いただいた御質問でございます。今回桜まつりというふうなことで御質問いただいておりますので、その部分でお答えしたいと思うのですけれども、これまで担当課長もお答えしていますとおり、こういった祭りにいろんな方々の御協力をいただいて、アイデアを出していただきながらこれまで続けてきたというものでございます。二十間道路の桜並木につきましては、これまで、最初は地域の住民が楽しむ場であったものがそのうわさを聞きつけて、人々が集まってきて、せっかく来ていただいたので、おもてなしをしたいというふうなことで、いろんなイベントが始まったものと思っております。今年につきましても静農ブランドの販売につきましては大勢のお客様が並んでいただいて、楽しんでいただいた。静高の御桜印ですか、につきましても高校生の発案でそういったものを始めて、それにも多くの方が行列をつくって、これをもらいに来たのだというふうなこともおっしゃっていただきました。また、民間の団体でイベント会場内のお店の紹介のパンフレット、こちらも来客の方にとっては非常に喜んでいただけたものがございます。こういった若い方たちの発案ですとか、そういったものを今後も取り入れながら、古くていいものは残しながら、若い方たちのアイデアをいただきながら、これからもこういったイベントを続けていきたいと思っておりますので、これからもそういった方々の、役場だけでは成り立ちませんので、そういった方々の支援をいただきながら続けていきたいと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 5番、田畑君。

○5番(田畑隆章君) ありがとうございます。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩いたします。10分程度休憩します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時25分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

9番、大川君。

[9番 大川勝也君登壇]

○9番(大川勝也君) 通告に従いまして、一般質問を行います。

件名、「町内における民間設置看板について」。今年度新しくできましたアイヌ文化交流センタ

一、それと新ひだか町児童療育センターもこもこが完成し、施設名の入った立派な看板も設置していただきました。ですが、様々な看板が設置しており、視認しづらい状態になっております。児童療育センターの看板横にも古くから看板が立っております。また、交通量の多い道路沿いについても同様であり、民間企業、各種政治団体の看板も多く見受けられます。

そこで、質問内容ですが、町道敷地等において民間企業、各団体等の施設案内看板や政党看板等が見受けられるが、それらの実態を把握、管理できているのか。

1、町道敷地等での対応はどのようになっておりますか。

把握している場合の状況は。

2、把握していない場合の対応手順は。

それと、政党政治看板等の対応はどのようになっておりますか。

把握している場合の対応は。

2、把握していない場合の対応手順はでございます。

以上、壇上からの1回目の質問を終わります。

○議長(福嶋尚人君) 五十川建設課長。

[建設課長 五十川 敏君登壇]

○建設課長(五十川 敏君) 大川議員から御質問の「町内における民間設置看板について」の1点目、町道敷地等での対応はについて御答弁申し上げます。まず1点目の看板設置を把握している場合の状況についてでございますが、道路占用は道路に一定の工作物、物件または施設を設け、道路の空間を独占的、継続的に使用することをいまして、道路を占用しようとする者はあらかじめ道路管理者の許可を受けることとされております。このため、町道敷地内の看板等の設置につきましても道路占用に該当するものでございまして、道路法及び新ひだか町道路管理規則の規定に基づき占用の申請を行っていただき、許可を行う際には申請内容が道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、かつ各種法令等に定める基準に適合する場合に限り有償にて占用を許可しており、占用物件については許可台帳により把握をしているところでございます。しかしながら、当該道路の構造の保全及び安全かつ円滑な交通の確保を図られないものにつきましては、許可しない方針で処理をしているところでございます。

次に、2点目の看板設置を把握していない場合の対応手順についてでございますが、占用許可申請のないものを発見した場合につきましては、許可基準に適合するか否かを判断し、適合する場合には設置者を確認し、占用申請をしていただき、占用許可した上で設置をしていただくよう求めていくこととしております。また、許可基準に適合しない場合には、設置者に撤去するよう指導し、道路の構造または交通に支障のない道路管理に努めているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 及川選挙管理委員会事務局長。

[選挙管理委員会事務局長 及川啓明君登壇]

○選挙管理委員会事務局長(及川啓明君) 大川議員御質問、「町内における民間設置看板について」の2点目、政党政治看板等の対応について御答弁申し上げます。

御質問の1つ目、政党政治看板等の設置の実態の把握についてですが、町長選挙及び町議会選挙に係る選挙運動用ポスター等につきましては、町選挙管理委員会の申請があったものに対して証紙を交付しており、証紙が貼付されたものについては設置場所を含め把握しているところでございます。一方で、選挙運動期間外や選挙管理委員会の許可を要さない政党看板等につきましては

は、町として一律に把握しているものではないかもしれませんが、住民や関係機関からの通報等を受けて、必要に応じて現地調査を行い、状況の把握に努めているところでございます。また、選挙運動期間中においては、町内の巡回を通じて掲示物の適正性について確認を実施してございます。

次に、2つ目の実態の把握をしていない場合の対応手順についてですが、通報等を受けた際にはまず現地確認を実施し、設置場所の管理者に対して設置許可の有無を確認いたします。許可が確認できない場合には、適正な手続を図るように指導を行うとともに、設置者に対しましては速やかな撤去、または必要な申請の手続の実施を促す対応を取っております。また、国政選挙や統一地方選挙の際には、北海道選挙管理委員会から違反図書、図画の撤去に関する通知が発出され、関係機関に対し協力依頼が行われております。当町におきましてもこれに基づき必要に応じて情報提供や撤去命令要請など法令に基づく対応を行っており、今後におきましても関係機関と連携しながら適正な対応に努めてまいります。

○議長(福嶋尚人君) 9番、大川君。

○9番(大川勝也君) それでは、再質問させていただきます。

まず、1番目、町道敷地での対応について。町道敷地での対応ではの答弁の確認なのですが、道路占有とは道路に一定の工作物、物件または施設を設け、道路の空間を独占的、継続的に使用すること等をいい、道路を占有しようとする者はあらかじめ道路管理者の許可を受けることとされておりますが、道路の空間を独占的、継続的に使用することの解釈なのですけれども、空間とは例えば敷地上空も含まれていて、看板が張り出しているとか、それとあと継続的にの解釈なのですけれども、例えばいろんな種類ののぼりとかもあるのですけれども、夜になったらお店しまうと思うのですけれども、そういうのは範囲外なのかどうなのか教えてください。

○議長(福嶋尚人君) 五十川建設課長。

○建設課長(五十川 敏君) ただいま御質問ありました空間につきましては、道路の敷地の上空につきましても、こちら道路占有の範囲内ということになります。

次に、のぼり等のものについてはということなのですが、こちらにつきましても道路敷地にあるものにつきましては全て道路占有の物件の範囲内ということになります。

○議長(福嶋尚人君) 9番、大川君。

○9番(大川勝也君) 続きまして、その文言の続きなのですが、許可を行う際には申請内容が道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものでありの部分の確認なのですけれども、設置当時の背景もあると思うのですけれども、今現在道路の敷地外が空き地になっている場合、合致しない箇所があると思うのですけれども、その対応はどのようにお考えでしょうか。

○議長(福嶋尚人君) 五十川建設課長。

○建設課長(五十川 敏君) まずは、民有地等で設置できる場所がないかどうかの確認を行っていただき、それでもない場合にはやむを得ずというところで道路敷地への設置を求めて、許可をしているところでございます。今議員おっしゃるとおり、古くから存在するもので道路敷地に立っている看板も実際にはあるところでございますが、古い時期からのものということで、今あるものを撤去していただくということになかなかありませんので、今後建て替え等の相談があった場合には撤去も含めて、あと民有地のほうも含めて検討していただくということで考えてまいります。

○議長(福嶋尚人君) 9番、大川君。

○9番(大川勝也君) 続きまして、2番目の看板設置を把握していない場合の対応手順ですが、許可基準に適合しない場合には設置者に撤去をするよう指導し、道路の構造または交通に支障のない道路管理に努めていくところの解釈なのですけれども、許可基準に適合しない場合とは、さきの答弁で、1番目の答弁で占有について詳しく答弁していただきましたが、その看板等の構造、作り方や劣化具合についてはどうなのでしょう。例えば風でばたん、ばたんとして揺れているとか、ペンキが剥がれて表示内容がよく分からないようなものについてお伺いします。

○議長(福嶋尚人君) 五十川建設課長。

○建設課長(五十川 敏君) 看板設置後につきましては、道路占用者の義務によりましてこれら看板等を管理していただくことになります。今おっしゃられるとおり、風で揺れているだとか、そういう事案があった場合には現地確認いたしまして、設置者のほうに補修等の指導をしてまいりたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 9番、大川君。

○9番(大川勝也君) 続きまして、その続きなのですけれども、設置者に撤去をするよう指導しと答弁されているのですけれども、再三指導に応じない場合の対応はどのようになっておりますか。

○議長(福嶋尚人君) 五十川建設課長。

○建設課長(五十川 敏君) 再三こちらの指導に対応されない場合ということなのですが、その場合にはこちらで撤去するというのも考えてまいりたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 9番、大川君。

○9番(大川勝也君) それでは、最後の質問です。

続きで、道路の構造または交通に支障のない、この交通に支障のないという部分重要なので、お聞きしますが、今後支障が、今現に見通しが危ないねとか、そういうふうに、あとその続きで、関連して、これは危ないなと関連してくる場合、例えば大型の駐車場の出入口に看板が立っているとか、交差点近くとか信号の近くで、歩道があつて、乗り越える部分に看板が立っているとか、そういうのはちょっと危ないと思うのですけれども、そういうものに対しての許可等、対応等、よろしくをお願いします。

○議長(福嶋尚人君) 五十川建設課長。

○建設課長(五十川 敏君) 交通に支障のない範囲ということで、当然看板設置によりまして歩行者等が見えないですとか、車両の出入りが確認しづらいとかという場所にもしあるとすれば、それはやはり移動していただくか撤去していただくという指導をするという考えでございます。

○議長(福嶋尚人君) 9番、大川君。

○9番(大川勝也君) 詳しい答弁ありがとうございます。

また、選挙管理委員会におかれましても引き続き町民からの相談、通報を受けた際には今後とも御対応よろしくをお願いします。また、行政だけでは対応が困難な場合もございますが、必要ならば違法看板の撤去を求める新ひだか町有志の会をつくって、対応を手伝いたいと思いますので、以上一般質問を終わります。

○議長(福嶋尚人君) 大川君、次回から質問でやめてください。

○9番(大川勝也君) はい、分かりました。

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩いたします。午後1時再開します。

休憩 午前11時40分

再開 午後 1時00分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。
3番、建部君。

[3番 建部和代君登壇]

○3番(建部和代君) 通告に従いまして、一般質問を行います。

「防災対策について」、大きい1つ目なのですが、避難所の生活環境整備と令和6年避難所ガイドライン改定を受けた町の対応について。国では、平成23年3月に発生した東日本大震災において被災者の心身の機能の低下や様々な疾患の発生、悪化等が見られ、この課題を踏まえて平成25年6月に災害対策基本法で避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針を制定しました。平成28年4月、また令和4年4月には避難所の生活環境等の改善と女性の視点を踏まえた避難所運営等の様々な対応が指摘され、本取組指針がさらに改定しております。昨年元旦に発生した能登半島地震では、避難所の生活環境において深刻な課題が多数報告されました。トイレの不足やプライバシーの確保が難しい状況、さらには温かい食事や衛生的な環境空間の欠如などが多くの避難者の健康と人権を脅かす結果となりました。こうした状況を受け、令和6年12月13日、内閣府は避難所の取組指針を改定し、全国の自治体に対して避難生活の質を保障する避難所整備を求めています。これまでの命を守る避難所から命と生活を守る避難所への転換が今全国で求められているのです。本町においてもいつどのような災害が起こるか分かりません。災害時に町民が安心して避難できる体制を構築することは町行政の重要な責務であると考え、以下のとおり質問いたします。

まず、1つ目、本町における避難所整備の現状についてお聞きします。本町には小中学校や公共施設など複数の指定避難所があると承知しておりますが、以下の点について初期段階から確保が必要な項目と明記されている国のガイドラインと比較し、町としての備えが現時点でどの程度なされているかを伺います。

まず、1つ目、トイレ整備について。被災時の仮設トイレの配備状況、またトイレカーの導入は。

2つ目、食事提供体制について。温かい食事の提供方法でキッチンカーや給食センターとの連携は。

3つ目、プライバシー確保について。段ボールベッド、間仕切り、照明などの備蓄、使用計画は。

4つ目、衛生管理について。仮設風呂や手洗い、洗面の体制、水の確保の備えは。

2つ目に、令和7年度の取組状況についてお聞きします。令和7年度において町が実施中、あるいは予定している避難所関連の取組について、また具体的な取組内容と進捗状況についてできる限り詳細にお聞きします。

1つ目、防災備蓄品の補充や更新、拡充は。

2つ目、自主防災組織や民間事業との協定は。

3つ目、避難所運営訓練の実施計画はどのような計画があるのか。

4つ目、生活環境整備のための施策は。

3つ目、今後の整備方針と住民協働について。今後の方針と住民の役割についてお聞きします。

1つ目、令和6年改定の国の指針では行政主導のみならず、住民や地域団体との協働体制の構築が重要であると明記されている。本町としても今後民間事業者との協定や避難所運営に関する住民参加型の訓練を計画されているのか。

2つ目、福祉避難所の整備や運営体制、災害時要配慮者支援との連動についても今後の具体的な方針があれば伺います。

3つ目、避難所の整備は防災の最後のとりでであり、そこに住民の安心がかかっています。誰もが安心して避難できる町の実現のため町として今後どのようなスケジュールで取り組んでいくかお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。御答弁よろしくお願ひいたします。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

[総務課長 及川啓明君登壇]

○総務課長(及川啓明君) 建部議員御質問の「防災対策について」御答弁いたします。

初めに、御質問の避難所の生活環境整備と令和6年度避難所ガイドライン改定を受けた町の対応についてでございますが、まず国のガイドラインでございますが、国におきましては東日本大震災において被災者に対する避難所における各種課題に対し、避難所における良好な生活環境の確保等に努めることが求められたことをきっかけに、その取組の参考となるよう避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針を平成25年8月に策定したところですが、今般避難生活の環境変化に対応した支援の実施に関する検討会において、これまでの場所、避難所の支援から人、避難者等の支援への考え方の転換等を取りまとめ、令和6年能登半島地震の被災地における避難所生活の実態と課題を踏まえ、避難所の生活環境に係る基本的な対応方針を明確化するため、令和6年12月13日付で当該ガイドライン及び関連3ガイドラインの改定が行われたところであります。これら改定後のガイドラインにおいては、災害発生直後の初期段階から確保が必要な項目としてトイレの確保、管理、2、食事の質の確保、3、生活空間、プライバシーの確保、4、生活用水の確保等が示され、避難生活の質の向上に向けた自治体の実効的な対応が求められております。また、今回の改定では国際的に人道支援の基準とされるスフィア基準の考え方が取り入れられており、避難所においても全ての避難者が健康と尊厳を保ちながら生活できるよう衛生、栄養、水、住環境といった基本的ニーズについて必要な数量や衛生環境などに関する基準値が具体的に示されたことが今回の改定の大きな特徴の一つとなっております。

そこで、御質問の1点目、本町における避難所整備の現状について、初期段階から確保が必要な項目と明記されている国のガイドラインと比較し、町として備えが現時点でどの程度なされているのかについての1つ目、トイレ設備について、災害時の仮設トイレの配備状況、またはトイレカーの導入についてでございますが、非常用トイレ袋は2,600袋、マンホールトイレセットは10基を整備しております。これらは備蓄倉庫で保管し、避難所開設時に搬入、設置し、運用することとしておりますが、移動式トイレ車両、トイレカーの整備は行っておりません。

次に、2つ目の食事提供体制について、温かい食事、提供方法、キッチンカーや給食センターとの連携についてでございますが、温かい食事の提供に向けてはお湯で調理可能なアルファ米を1万2,750食分備蓄しており、初動対応に備えております。加えて、町給食センターを災害対策本部の食料供給班として位置づけ、応急的な炊き出し体制の一端を担うこととしており、避難者等

への食事の提供体制を整えておりますので、御質問のキッチンカー等の配備につきましては現在のところ連携や配備をする考えはございません。

次に、3つ目のプライバシー確保について、段ボールベッド、間仕切り、照明などの備蓄、使用計画についてでございますが、避難所における生活空間の確保として段ボールベッド、間仕切り式テントを備蓄しているほか、照明器具としてハンドランプ、ヘッドライト、懐中電灯、誘導灯、投光器を備蓄整備しております。また、電源確保に向けては移動電源車、ガス式発電機、ガソリン式発電機を備え、電源の確保をしておりますし、今年度導入する電気自動車についてはV2L、ビークル・ツー・ロードと呼ばれる外部給電器を併せて導入することとしており、災害時には避難所等の電源車両として活用が可能となりますことから、ゼロカーボンの推進だけではなく、災害時の対応や柔軟性の向上にも資するものと考えております。

次に、4つ目の衛生管理について、仮設風呂や手洗い、洗面体制、水の確保についてでございますが、本町では現在手洗い、洗面等に使用する生活用水として1,296リットルを備蓄しておりますが、この備蓄量ではスフィア基準である1人15リットルに満たないところでありますが、町内複数の事業所との間で災害時の水供給に関する協定を締結しておりますので、必要量の確保に努めてまいります。また、仮設風呂については自衛隊の支援を受けて対応する体制を想定しており、必要に応じて連携を図ることとしております。

次に、2点目の令和7年度の取組状況について、以下の点で令和7年度において町が実施中、あるいは予定している避難所関連の取組について具体的な内容と進捗状況について伺うの1点目、防災備品の補充や更新、拡充についてでございますが、本町では令和5年度から令和10年度までの5か年を期間とする防災備品更新計画に基づき備蓄物資の計画的な補充、更新を実施しております。特に消費期限を有する食料品や生理用品などにつきましては、期限切れ分を毎年度適切に補充するとともに、備品類につきましても実用性や使用実績を踏まえ順次見直し、更新を進めております。

次に、2つ目の自主防災組織や民間事業者との協定についてでございますが、令和7年5月末現在、自主防衛組織は町内で49団体が結成されており、その結成率は61.1%となっております。また、被災規模にもよりますが、新ひだか町社会福祉協議会と締結しています災害ボランティアセンターの設置、運営等に関する協定に基づいた連携、協力体制も含め、災害時応援に関する民間事業者等との協定は29件、その他の協定も含めると合計で40件を締結しており、協定内容も応急仮設住宅の建設、生活物資の供給、輸送、職員派遣等、災害対応において極めて重要な領域を網羅しており、引き続き協定の拡充と関係団体の連絡強化に努めてまいります。

次に、3つ目の避難所運営訓練の実施計画はどのような計画についてでございますが、令和3年7月に公表された日本海溝、千島海溝沿い巨大地震による津波浸水想定及び令和4年度に示された被害想定を踏まえ、近年は浸水区域内の自治会と協力し、津波を想定した避難訓練を優先的に実施しているところであります。また、職員のみ参加となりますが、感染症対策を意識した避難所の開設、運営訓練なども不定期ではありますが、実施しております。一方で、津波浸水区域外での住民参加型の避難所運営に関する訓練の重要性も認識しており、防災講話の機会を通じて段ボールベッドや簡易テントの設営体験を取り入れるなど平時から理解促進と防災意識の向上に努めており、今後も津波避難訓練との適切なバランスを図りながら計画的に進めてまいります。

次に、4つ目の生活環境のための施策についてでございますが、御質問の1点目にありました

ガイドラインと町の整備状況の比較の1つ目、トイレの確保につきましては、避難所における国際的な基準であるスフィア基準に基づいたトイレの数量と整合性を調査研究して進めてまいりたいと考えてございますし、2つ目の温かい食事の提供におけるキッチンカーとの連携につきましても令和7年6月1日より内閣府が施行した災害対応車両登録制度の活用の中で、これらの避難所における食の多様性も含め、その登録状況や他自治体の運用状況を注視しつつ導入の可能性について調査研究を進めてまいります。

また、3つ目のプライバシーや照明などの生活空間の確保におきましても、女性や小さなお子様がいる世帯が安心して避難できる避難所のゾーニングや女性が安心して一人でトイレに行くことができる照明の確保など実効性ある運用体制の構築に努めるとともに、このような生活環境の整備を行うための広域的な相互対応体制や災害協定の活用も含め、対応への調査研究を行ってまいりたいと考えております。生活環境の整備につきましては、国のガイドラインやスフィア基準と比べ、現状当町の避難所や備蓄状況では至らない部分が多くあることは認識してございますが、町独自に災害時における協力協定を締結している民間事業者などから協力をいただきながら、可能な部分から速やかに対応していきたいと考えておりますし、そこを目指して今後も調査研究を続けてまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと存じます。

次に、3点目の今後の整備方針と住民協働についての1つ目、令和6年度改定の国の指針では行政主導のみならず、住民や地域団体との協働体制の構築が重要であると明記されている。本町としても今後民間事業者との協定や避難所運営に関する住民参加型の訓練を計画されているのかについてでございますが、改定後のガイドラインにおいては行政による対応に加え、地域住民や関係団体、民間事業者等と協働して避難所の整備、運営を進める重要性が強調されております。本町におきましても災害対応においては自助、共助、公助の連携が不可欠であるとの認識の下、自助に対しては地域の集まりやサークル活動の場においてお邪魔し、防災講話を中心に関わりを増やし、共助にあつては自主防災組織を中心に働きかけをするなど意識啓発に加え、地域ごとの避難所設営訓練や避難所受入れ体験など実践的な訓練を地域の方々と連携して実施してまいりたいと考えております。

次に、2つ目の福祉避難所の整備や運営体制、災害時要配慮者支援との連動についても今後の具体的な方針についてでございますが、福祉避難所につきましては総合ケアセンターにおいて医療行為が必要な要配慮者、支援者の受入れや高齢者や妊婦、小さなお子様のいる世帯などの避難所としての運用に加え、令和6年度に特別養護老人ホーム静寿園、ケアハウスのぞみ、デイサービスセンターみついの3施設と新たに協定を締結し、災害時に要配慮者の受入れ可能な体制を整備いたしました。また、要配慮者への支援体制の強化に向けては、令和6年度に要介護3以上の避難行動支援者名簿を整備したほか、各居宅介護支援事業所に対して調査を実施し、地域実情に即した基礎資料の収集に努めたところであります。今後においては、自主防災組織や関係機関と連携を図りながら本人の同意を前提とした適切な情報共有の在り方を検討し、地域における個別避難支援計画の作成に向けた取組を段階的に展開していく考えでありますし、加えて避難所からの実効性を高めるためトリアージやスクリーニングの運用方法について介護支援専門職員等の関係者と連携しながら、避難当日の具体的な受入れ態勢や流れについて検討を進めるとともに、認知症高齢者グループホーム等の入居系の介護サービス事業者とも協定締結を進め、要配慮者への対応がより充実したものになるよう体制整備に努めてまいりたいと考えております。

最後に、3つ目の避難所の整備は防災の最後のとりでであり、そこに住民の安心がかかっている。誰もが安心して避難ができる町の実現のため町として今後どのようなスケジュールで取り組んでいかれるのかについてでございますが、避難所は災害時における住民の最後のよりどころであり、誰もが安心して避難生活を送ることができる環境を整えることは大変重要であると認識しております。国において避難所に関する各種ガイドラインが改定され、トイレ、食事、生活空間、水など避難所における生活環境を初動段階から適切に確保する必要性が示され、加えて国際的なスフィア基準に基づく支援水準も踏まえた整備を求められていることを改めて認識するとともに、今後にあってはこれらの国の方針や基準に基づいた備蓄品の整備、運営体制の充実、さらには民間事業者との連携強化、災害対応車両登録制度の活用など複数の要素を組合せ、安全、安心な避難所の整備に向け、調査研究を進めてまいります。

○議長(福嶋尚人君) 3番、建部君。

○3番(建部和代君) 大変に御丁寧にご答弁いただきましてありがとうございます。それでは、再質問をさせていただきます。

まず、最初の質問ですけれども、初期段階から確保が必要だという項目、トイレだとか、まずトイレ、食料供給、また水ということで出ているのですけれども、まず最初にトイレの整備について、今御答弁いただきました非常トイレ袋2,600袋とマンホール10基整備されているということなのですけれども、マンホールの10基はたしか山手公園に設置をされているって以前お聞きしております。それで、非常トイレ袋の2,600というのは、町民が全部が全部というわけではないのですけれども、うちの町としてはこの袋の数というのはどうなのでしょう。取組としては心配ではないかなって私思うのですけれども、その部分の考え方をちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) トイレ袋2,600袋の備蓄数というところでございますけれども、基本的にトイレ袋の使用に関してはお一人の方が1日5回分使用して、かつうちの、当町の考え方でいきますと3日間それを使用するという形になった場合ですので、3日分でいくと1人15袋ということになりますので、100人規模の避難所で必要なトイレ袋ということになりますと1,500袋と、1,500個という形になります。ですので、今2,600ということでございますし、また今年度1,000袋追加で購入させていただく予定ですので、現状ですと240人分3日間使用できるというような備蓄量になっています。この数が適正かどうかというところは、やはり災害の規模等で変わってきますけれども、当町としてはもう少し必要なのかなと思っております。計画的な購入、更新をしていきたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 3番、建部君。

○3番(建部和代君) 災害も大小様々あると思うのです。やっぱり最悪を考えながら備蓄品って用意していかなければいけないのではないかなって私は常々思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、2番目です。食事の提供体制、給食センター云々であるのですけれども、今現在町で保管されているアルファ米、1万2,750食分備蓄していますということなのですけれども、これもあくまでも備蓄ですから、また何かあったらすぐ地域に協定しているところからさっさと持ってこられるのだと思うのですけれども、ただ温かいものとなればなかなかすぐとはいかないような気

がするのですけれども、その辺についての考えをちょっとお聞きしたいのですけれども、どのような考えを持たれているのか。

○議長(福島尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 我々もスフィア基準ですとか新たな改定後のガイドラインが発出されたことで、当初いわゆる初動をしのいでいくということを前提に、ただこのアルファ米についてはお湯を入れることで温かい御飯を召し上がっていただくということで、少しほっとしていただくようなこともできるということでこの商品を選定して、主に主食用として備蓄をしているところであります。その後の温かい食事の提供ということになりますと、壇上でちょっと御答弁させていただいたように、給食センターの活用であったり、あとは民間事業者の方々の御協力であったりというところで協力体制を仰ぎながら進めていくということになるかと思っておりますので、今後さらに詳細について協議をさせていただきたいと考えてございます。

○議長(福島尚人君) 3番、建部君。

○3番(建部和代君) では、次に行きます。

プライバシーの確保について、段ボールベッド、間仕切り、照明等の備蓄、使用計画ということで、照明器具も様々と備蓄、整備をされているようなのですけれども、その部分について、ハンドランプだとかヘッドライト、懐中電灯、誘導灯、投光器ですか、はどれぐらいの量が今町として備蓄をされているのかお聞きします。

○議長(福島尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 町で備蓄している照明器具の備蓄状況でございますけれども、まずハンドランプが5つ、ヘッドライトが80個、懐中電灯が89個、誘導灯が27個、投光器が23個という配備状況、備蓄状況になってございます。

○議長(福島尚人君) 3番、建部君。

○3番(建部和代君) また、今年度導入する電気自動車も本当に有意義に使えるのではないかなって私も思っておりますので、少し安心もいたしました。

次に、4つ目ですけれども、水の衛生管理について、仮設の風呂や手洗い、洗面の体制、水の確保ということで、町としては確保が1,296リットルということで、国際基準のスフィア基準には到底届かないって思うのですけれども、今できる範囲でしっかりやるということがまず大事だという国の考え方もありますので、もちろんそれに近づいていかなければいけないというのは御存じだと思うのですけれども、それにしても少ないのではないかなって私は思ったのですけれども、民間との締結もされているということなのですから、まずは水って飲む水からトイレもあるだろうし、様々なことで使いますので、できれば少し多めにあってもいいのではないかと思うのですけれども、その辺の検討はされないのかちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長(福島尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 水の備蓄確保についての御質問ですけれども、当町これまでは1日15リットルという量ではなくして、いわゆる飲料水として1日3リットル程度という形を基準として備蓄を行ってきています。これが今回1人当たり生活用水も含めて15リットルという基準が示されました。この15リットルがどうなのかというところの検証からまず町としてはさせていただくということになりますが、ただ備蓄量全体だけで賄うということを町で考えているわけではございませんで、御指摘いただいた民間事業者との協定の中で、例えば水関係でいくとイオンさ

んであったり、サントリーさんであったり、コカ・コーラさんであったりということで、災害時すぐに水を提供していただくという形の協定も結ばせていただいておりますので、町に備蓄している数量のみならず、民間事業者、協定事業者さんからの提供も併せて活用していくと、運用していくという考え方で進めさせていただいております。

○議長(福嶋尚人君) 3番、建部君。

○3番(建部和代君) もう一つ、仮設風呂の関係なのですが、自衛隊さんと、支援は自衛隊の支援を受けて対応する体制を想定しております。必要に応じて連携を図っていきますというお話ですが、この仮設風呂というのは自衛隊さんが一番適格だなと私も思うのですが、その支援を受けて対応する体制というのはどういう体制なのかちょっと簡単に教えてください。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 災害時の仮設風呂の配置、整備ということになりますと、それを要請するに当たっては災害派遣要請の中で設置していただくという形になります。災害派遣要請となりますと、市町村が、新ひだか町から北海道のほうに要請を出しまして、北海道から防衛省地方協力本部というところにつながりますので、そこで調整いただいて、当町に仮設風呂を設置していただくという流れになります。これが通常の形で、当町の場合さらに自衛隊との災害に係る情報共有等及び生活支援等に関する協定を陸上自衛隊第7師団第7高射特科連隊と結ばせていただいております。これによって、北海道に要請はするのですが、それと同時に並行的に自衛隊のほうにもこうやって北海道に要請しましたということで情報共有をさせていただくことができますので、よりスムーズな連携が行えるのではないかと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 3番、建部君。

○3番(建部和代君) では、次に進んで、令和7年度の取組状況についてお聞きします。

昨年の12月ですから、今何かすぐ大きなことができるかということについては本当にすぐではないと思うのですが、取りあえず令和7年度についての取組状況をお聞きいたします。まず、災害備品の補充や更新、拡充する備品等の詳細が分かれば教えていただきたい。今年こういうものを増やしていきたいとか、このことはこうですって分かれば、すみません、お願いします。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 現状のところスフィア基準を満たす、満たさないというところでは、申し訳ないのですが、なくて、今年度についてはいわゆる更新年次、使用期限等が切れるものを中心に、また不足がちな備品について補充をしていくという考えで備品を購入させていただくということになりますが、具体的に申しますとLPガス発電機が1台、アルファ米が1,700食、アルファ米のおかゆが700食、飲料水が960リットル、粉ミルクが4,860グラム、生理用用品が昼用が3,840枚、夜用が900枚、あと簡易トイレが1,000回分、あと土のう袋を1,000枚という形で購入させていただく予定となっております。

○議長(福嶋尚人君) 3番、建部君。

○3番(建部和代君) では、次の質問です。

自主防災組織、民間事業者の協定は本年度、また今後予定ある協定というのは、今のところ押さえているのかどうか確認します。

○議長(福島尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 自主防災組織と民間事業者の協定の関係でございますけれども、自主防災組織は、田畑議員の質問の中でもちょっとお答えさせていただきましたけれども、今年度、今1団体と自主防災組織の設立に向けてお打合せ、協議等を現在させていただいているということになっています。民間事業者との協定につきましては、今のところまだ今年度については協定予定はございません。

○議長(福島尚人君) 3番、建部君。

○3番(建部和代君) 本当に率直にお聞きしたいのですけれども、自主防災組織というのはなかなか地域でもやれるところやっちゃっている部分ってかなりあるのではないかなと思うのですけれども、今後どうでしょうか。増える見込みというのは、これからも関わらなければいけないと思うのですけれども、地域の方々と。そういう部分での……闘いっておかしいですね。自主防災組織を組んでいただく地域といろいろ対話をしていかなければいけないと思うのですけれども、そういう部分での状況というのはどのようなものなのかお聞きしたいのですけれども。

○議長(福島尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) これもちょっと田畑議員の御質問と重複してお答えしてしまう部分があると思うのですけれども、田畑議員からもお話ありましたけれども、まさに自主防災組織ということで、地域の方々の機運であったり、やらなければ、つくっていかなければという、やっぱりその気持ちの醸成が高まってくると。また、町としてはその取組、その高まりをつくっていくというようなことを持続的にやっていかなければならない。また、先ほどもお話ししましたけれども、地域によってはやはりうちなんか津波来ないよねとか、地域性によってなかなか機運が高まりにくいということも承知しています。しかしながら、やはり共助の皆さんで助け合うところ、ここは町といたしましては持続的、継続的に引き続きお話をさせていただきたいと考えています。

○議長(福島尚人君) 3番、建部君。

○3番(建部和代君) それと、次に行くのですけれども、避難所の運営訓練の実施の予定というのは今年どのようになっているかちょっとお聞きしたいのですけれども。

○議長(福島尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 運営訓練という形でいきますと、まず町で10月に毎年かなり大規模なというか、関係機関、警察や自衛隊ですとか自主防災組織の方々、地域の方々ですとか、あと私設幼稚園ですとか高齢者施設だとか、そういった方も参加いただくような大きな防災訓練を実施しています。その中で、避難所運営ですとか段ボールベッドですとか間仕切りのテントの設置ですとか、そういったところも含めて地域の方々と一緒にやらせていただくような訓練、これ毎年実施しております。今年度につきましては、三石地区で実施をさせていただきたいと考えています。そのほかにも年間で大体30件以上ですか、各地域の方々から自主防災組織または自治会で防災講話、防災訓練を実施したいと。または、小学校ですとか幼稚園での防災訓練に来ていただいて、講評、総評をいただきたい等で御依頼ありまして、うちの防災担当、これ土日問わず要請があった場合については参加をさせていただいて、そのときに段ボールベッドやそういった間仕切りテントなんかも、こういった形で避難所運営するのですというようなことを分かっていたいただけるような実演というか、こともさせていただいて、毎年度取り組まさせていただいているよう

な状況にあります。

○議長(福嶋尚人君) 3番、建部君。

○3番(建部和代君) 次、生活環境整備のための施策ということなのですが、今後調整、研究を行ってまいりたいというお話ですが、私は女性だからというわけでもないのですが、大災害のときに必ず大きな問題になるのが高齢者、女性や小さなお子様がいらっしゃる避難所のことでは、女性の視点を踏まえた避難所運営で事故を起こさないって、また起きないようにするという体制というのは本当にしっかりと調査研究していくべきだと思うのですが、その辺の取組についても何かあればお聞きしたいのですが。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) まさに壇上でも今の再質問の中でもるるお答えさせていただいた内容でございますけれども、生活環境に配慮したということは、今回内閣府が設置した有識者検討会において女性やお子さんに十分な配慮ができるようにということで、女性も含めた関係者の方に集まっていた中で、この改定ガイドラインが示されていると認識しております。ということは、我々もやはりそこに近づけるような生活空間の配慮というのは目指していかなければいけないと思っています。具体的には、やはり照明器具であったり、プライバシーを図るために間仕切りのテントであったりと、そこの備蓄品が現在想定する避難所運営に合致するのかなどということから当町としても再検討させていただいて、よりよい環境でそうしていただける避難所運営について研究をさせていただきたいと考えています。

○議長(福嶋尚人君) 3番、建部君。

○3番(建部和代君) 本当にしつこいようですが、いろいろ、私が最初壇上でお話したように、毎回毎回大きな被災があったり、_____したときに避難所の体制というのは本当になかなか速やかにすっと女性に対する配慮というのはやっぱり女性でなければ分からないことって多々いっぱいあるのではないかと思いますので、ぜひ女性の目線を大事にさせていただきたいと思っています。

次に移ります。今後の整備方針と住民の協働についてということで、これも今回のガイドラインの中で大事な一つではないかと思うのですが、今まで住民参加の訓練を行ったことというのはあるかどうか確認をしたいのですが。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) 先ほどもちょっとお話しさせていただいたのですが、いわゆる10月の大きめな新ひだか町の防災訓練というところについては関係機関、警察、消防、自衛隊、北海道ですとか、あとは保育所ですとか高齢者施設、または自主防災組織の方々、自治会の方々、住民の方にもそれぞれ想定する防災訓練の中で呼びかけをさせていただいて、参加いただいております。また、住民自ら防災訓練を行いたいということで、防災係のほうに、総務課のほうに講師の派遣等の依頼がございますので、そのような際には必ず参加させていただいて、町の防災に関する考え方や必要な事項についてお話をさせていただいているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 3番、建部君。

○3番(建部和代君) すみません。この住民参加というのは、運営の面についてはどのような対応されているのかちょっとお聞きしたいのですが。

○議長(福嶋尚人君) 及川総務課長。

○総務課長(及川啓明君) すみません。大変失礼しました。運営面についても、これも田畑議員の御質問のお答えとちょっと重複しますが、当然初動については町職員中心になって進めさせていただくということになるかと思えます。しかしながら、それがずっと継続できるということにはなりませんので、避難所に来ていただいた住民の方、または自主防災組織の関係者の方々、あと先ほどもお話ししましたが、社会福祉協議会のボランティアの協定の中で民間の方または住民の方々が避難所運営に参加していただくと。または、避難の計画に参加していただくという形につながっていくものと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 3番、建部君。

○3番(建部和代君) もう一点お聞きしたいのですけれども、災害時要配慮者の支援体制なのですけれども、最終的には地域における個別避難支援計画の取組が大事だと思うのですけれども、今現在どこまでといってもなかなか進まない部分があると思うのですけれども、今各地域での自治会活動もなかなか大変なところも、実際我が地域もまだ体制はあるのですけれども、今後となればなかなか難しい状況になっていくところもあるし、自治会活動もされていないところもあるというちょっとお話も聞いたことがあるのですけれども、こういうような状況になってきていますが、今後そのことを踏まえた考え方というのはどのように考えていらっしゃるかお聞きしたいのですけれども。

○議長(福嶋尚人君) 中山健康推進課長。

○健康推進課長(中山雄一郎君) 要配慮者支援の関係ですので、私のほうから、すみません、御答弁させていただきます。

議員おっしゃるように、なかなか目に見えた成果をお示しし切れなくてという部分は私たちも十分理解をしております、大変申し訳なく感じてございます。おっしゃられた支援の体制でございますけれども、支援体制の整備という部分につきましては現在地域の医療、介護従事者の方で構成されます新ひだか町在宅医療・介護連携推進委員会、こちらの中での実は部会を設置して、学習会ですとか意見交換会などで官民協働で支援の体制を整備していきたいということで進めさせていただいている部分がございます。また、壇上でも御答弁させていただいておりますけれども、地域の居宅介護事業所におきましては、被災時に支援を必要とされる高齢者等の方々、これらを事業所ごとにリストアップしていただいているという状況でございます。個別避難支援計画、こちらはもちろん誰々さんが誰々さんを支援するよというような計画で、いわゆるマンツーマンで支援をしましょうというものになっております。これについてももちろん地域での互助の考えとか共助の考え、こちらがなければ成り立たないものと思っております。災害時の要配慮者の方、家族構成ですとか住環境、それぞれ皆さん当然違います。特に独居の方などについては、その中でも特に支援の必要性というのはすごく高いのかなと感じております。これら一人一人の個別の状況についても勘案しながら、なおかつ支援する側に立つ方の状況を併せて勘案し、また理解も得ながら計画をつくっていかなければ、形あるものにはなっていないのかなと感じております。議員おっしゃられますように、自治会活動というのが厳しい状況にあるということは、私も理解してございます。ただ、その中でも地道に、先ほど出ましたけれども、活動を展開していただいている自主防災組織というのが地域内でございますので、さっき御説明しました要配慮者の方の同意、こちらが大前提に、もちろん計画になってきますけれども、次の段階としてはこの自主防災組織による互助、共助の活動と先ほど申し上げました医療、介護従事者の支援の動き、

この2つを両輪として連動させていくことがすごく大事になってくるかなと思っております。この両輪を目指しながら、かつ私どもも各地域に入り込んで、計画策定に向かってアプローチをかけていきたいと考えてございますので、御理解いただければと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 3番、建部君。

○3番(建部和代君) 最後の質問で終わるのですけれども、今回認知症高齢者グループホームと入居系の介護サービス事業所の協定が締結されたということで先ほど御答弁いただいたのですけれども、今年だとか今後について、さらにそういうグループホームだとか認知症高齢者だとか介護サービス事業所の方々と協定締結というのは何件かある見込みなのかどうかだけ聞かせてください。

○議長(福嶋尚人君) 建部君、通告にちょっと外れているのですけれども。

○3番(建部和代君) 答弁していただいたのです。答弁いただいたところで。これは駄目なのですか。

○議長(福嶋尚人君) いいですよ。では、簡単に……

○3番(建部和代君) いや、いいです。_____から……

[何事か言う人あり]

○議長(福嶋尚人君) では、簡単に答弁してください。

中山健康推進課長。

○健康推進課長(中山雄一郎君) 簡単に御答弁させていただきますけれども、壇上でも申し上げましたが、福祉避難所としてのグループホームの部分、まずその前に令和6年度に協定を結ばせていただきました特別養護老人ホーム等、こちらの運用方法、ここをまず確立していかないと、実際に受け入れるようなことを事業者と考えていきたいと考えております。認知症高齢者のグループホーム、こちらの福祉避難所化といいますか、こちらについては在宅でももちろん生活している高齢者の方に限らず、例えば局地的に災害が起きた場合については認知症高齢者グループホーム同士の相互の補完での受け入れということも併せて考えていかなければならないと思っております。まず、入居されている方の安全確保というのも非常に大事なと思っております。それから、施設においては通所で来られている方であったり、その事業所からヘルパーさんが伺っている身体障がいの方とかもいらっしゃいますので、ここの部分の支援ということも事業所として当然考えるのだろうと思っておりますので、その部分と併せた中で具体的な体制整備というのは考えていかないと、なかなか現実的なものになっていかないかなと思っております。ただ、ここについては、私たちのほうで考えている部分でございますけれども、実際にはやはり協議していく中で入居されている方に非常に繊細な配慮が必要になる部分というのはたくさんございますので、十分事業者の方と今申し上げた部分協議をこれからじっくりさせていただきたいと思っております。ですので、明確に今年度とかという部分は期限は設定していませんけれども、そのような方向性で各事業者さんと協議を重ねながら、一つでも福祉避難所のようなものと協定を結べるような動きをこれから展開していきたいと考えております。

○3番(建部和代君) 以上で質問を終わらせていただきます。御答弁ありがとうございました。

○議長(福嶋尚人君) 暫時休憩いたします。10分程度休憩します。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時06分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

6番、城地君。

〔6番 城地民義君登壇〕

○6番(城地民義君) それでは、質問させていただきます。3点について、質問させていただきます。

まず、1点目でございますが、町道のこれ旧三石町側になると思いますが、町道蓬栄本桐線、それから富沢蓬栄線、豊岡西端線、この路線の道道昇格への取組、進捗経過について質問させていただきます。本件についてでございますが、道路網の整備促進は交通の要衝としての機能性や利便性をより高めるために整備を的確に把握した上で要請されておるところでございますが、町道3路線の延長約9.1キロメートルを既存の道道静内浦河線のうち延長約14.1キロメートルとの交換路線としての昇格への事務事項を今日まで取組されておるところでございますが、次の件についてお伺いいたします。

1つ目でございますが、現在までの北海道との取組に対する進捗経過はどのようになっているのか。

2つ目、この町道3路線の支障物件、それと用地などの未処理事項が今日までであると聞いておりますが、これらについてはどのようになっているのか。

3点目、この町道3路線の維持補修整備すべき引継ぎをするための条件があるのか、それともないのか。あるとすれば、どのような条件で今日まで経過をたどっているのかということをお答えをお願いいたします。

4点目、この町道3路線のうち蓬栄本桐線の区間約3キロの舗装路面状況は、御承知のとおり亀裂、補修、段差などの実態から、特に降雨時や冬期間のわだち凍結による影響も考えられるので、安全、安心な車両の通行のためには昇格年度も考慮しつつ、オーバーレイの舗装での維持管理が必要ではないかと思っておりますので、その点についてお伺いいたします。

次の大きな2点目でございますが、太陽光発電設備についてでございますが、太陽光発電設備の規制に関する町としての考え方と取組についてをお伺いいたします。本件については、「建築基準法」や「都市計画法」の適用を受けない太陽光発電施設については景観、眺望の阻害や太陽パネルの反射による住環境の悪化、そして土地の形質変更に伴う防災機能の低下、設置計画による近隣への説明不足によります地域住民との関係悪化により各地で大きな問題になっていると考えております。したがって、この太陽光発電の設置による自然環境、生活環境、景観等に及ぼす影響に鑑みまして、太陽光発電設備の設置について必要な事項を定めることにより太陽光発電事業と地域との調和及び自然環境の維持を図り、町民の災害防止や良好な住環境、自然環境等の保全に寄与するための規制に関する町としての考え方と取組についてをお伺いいたします。

そしてまた、併せて今日まで町内での設置数及び規模、内容についてもそれらの把握状況を詳細にお伺いしたいと思います。

次に、大きな3点目でございます。公立高等学校配置計画案、これは令和8年度から令和10年度の3か年になっておりますけれども、この策定に関する間口確保対策の取組と連携についてを御質問させていただきます。北海道教育委員会におかれまして、この策定に当たりましては教育水準の維持、向上などを図る観点から市町や圏域において複数の高校が廃止されている場合、関

係市町村の参画を得ながら高校の役割分担や定員調整も含めた具体的な配置の在り方を検討するなど、地域の実情を考慮しながら定員の調整や学校の再編整備などを行うとともに、多様なタイプの高校づくり等を推進するとしておりますが、以下次の点についてお伺いいたします。

1つ目でございますが、令和8年度高校配置計画の変更の中で、令和7年度入学者選抜の結果、第2次募集後の入学者に1学級相当以上の欠員が生じ、学級減になった、全道で15校あるとうたっておりますが、15校は令和8年度の募集学級数は中卒者の状況や生徒の進路動向を考慮し、経計画決定時に交渉すると述べております。このため、道立静内高校におかれましては5間口から4間口となっております、これに該当するのではないかと思います。しかし、中学卒業生の推移等は諸条件をクリアし、5間口確保のための取組が必要であると思っておりますが、お伺いをいたします。

2点目でございますが、道立静内農業高校での2間口維持のための取組について、現状、今後についてどのようになっているのかを改めてお伺いをいたします。

3点目、町としての支援策を今日まで講じておりますが、現在の支援内容と今後を踏まえた支援枠拡大と、そして親の負担軽減策も踏まえまして高校教育振興策を図るべきと考えておりますが、お伺いをいたします。

4点目、各中学校と高校教員が連携し、例えば出前講座による交流の取組について、いろいろあると思っておりますけれども、これらの取組について、まずは出前講座の交流、取組について、今後高校側と町教員との協議により進めることがプラス要素になるのではないかと思いますので、これらについての取組の考え方についてお伺いをしたいと思います。

以上、4点について高校関連で質問させていただきます。

以上、よろしく御答弁のほどお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 五十川建設課長。

[建設課長 五十川 敏君登壇]

○建設課長(五十川 敏君) 城地議員から御質問の大きな項目の1点目、「町道(蓬栄本桐線、富沢蓬栄線、豊岡西端線)路線の道道昇格への取組進捗経過について」御答弁申し上げます。

1点目の現在までの北海道等の取組に対する進捗経過はいかがかと2点目の町道3路線の支障物件用地等の未処理事項についてはと3点目の町道3路線の維持補修整備すべき引継ぎするために条件があるのかについて関連がありますので、併せて御答弁申し上げます。当該町道3路線は、御承知のとおり道道静内浦河線と町道との交換により町道を道道に昇格しようとするものでございますが、路線全体としましては浦河町荻伏と新ひだか町三石西端を結ぶ区間でありまして、新ひだか町においては町道本桐下美野和線、蓬栄本桐線、富沢蓬栄線、豊岡西端線の4路線で、総延長13.7キロメートルとなっております。このうち町道本桐下美野和線の4.6キロメートルにつきましては、令和2年10月1日付で道道の区域変更が行われており、既に町道から道道へ昇格になっているところでございます。残りの3路線、9.1キロメートルにつきましては、継続して北海道への要望と用地処理及び道路占用物件の処理などを進めているところでございますが、用地処理におきましては当初44件ありました対象物件が令和7年5月末現在では残り2件となっており、令和7年度中には全て完了する見込みとなっております。

また、3路線の維持補修整備に関する引継ぎするための条件につきましては、現状での引継ぎが基本となり、引継ぎ条件は付されておりませんが、大規模な補修箇所があった場合には現在の

道路管理者が補修を行うこととなります。なお、町道へと降格になる道道側におきましては、北海道において地滑り対策工事など継続して行われているところでございますが、令和5年の第3回定例道議会において議論が交わされており、大規模地震時などに緊急輸送などが可能となる代替ルートの整備など国土強靱化の取組を推進していくとして、道道静内浦河線の整備に向けて地域との調整を進めていくとの答弁もあり、整備等が完了した区間から順次手続が進められていくものと考えてございます。昇格及び降格時期につきましては、いずれも相手があることでありますことから、予定時期を明確に申し上げることができる状況にございませんが、北海道と協議及び情報共有しながら、準備が整い次第順次引継ぎを行っていきたいと考えてございます。

次に、4点目の町道3路線のうち蓬栄本桐線の区間約3キロメートルの舗装路面状況は、亀裂、補修、段差等の実態から特に降雨時や冬期間のわだち凍結による影響も考えられるので、安全、安心な車両通行のために昇格年度も考慮し、オーバーレイ舗装での維持補修が必要でないかについてでございますが、御承知のとおり蓬栄本桐線は降雨や凍結、融解によりアスファルト舗装の剥離や亀裂、段差が生じており、舗装の剥離が大きくなるとタイヤのパンクなど車両損傷の事故が生じるおそれがあることや段差などで走行車両に振動や揺れなどが生じ、走行時の快適性が損なわれる原因にもなっております。アスファルト舗装の剥離や亀裂、段差解消への対応としまして、舗装の穴埋めを行うパッチング補修や舗装の面的な整備を行うオーバーレイ舗装、既存の舗装全てを敷設し直す舗装の打ち替えなどが挙げられますが、当該路線の損傷は舗装の剥離による損傷によるものでありますことから、当面は舗装のパッチングや段差のすりつけにより対応してまいりたいと考えております。なお、今後道路パトロールにより長い区間にわたり舗装が亀甲状にひび割れが生じている場合など損傷が面的に広がっている場合には、オーバーレイなどの工法が有利になることもあるため、今後の損傷状況を把握しながら補修方法を検討してまいります。いずれにしましても、未昇格となっております町道の3路線につきましては安全、安心な通行を確保するために道路パトロールを強化しながら危険箇所の早期発見と早期対応に努め、事故防止を図ってまいりたいと考えてございますので、御理解をお願いいたします。

○議長(福嶋尚人君) 樋爪企画課長。

[企画課長 樋爪 旬君登壇]

○企画課長(樋爪 旬君) 城地議員からの御質問の大きな2点目、「太陽光発電設備の規制に関する考えと取組」について御答弁申し上げます。

太陽光発電設備の設置につきましては、再生可能エネルギーの普及が進んでいる一方で、城地議員御指摘のとおり様々な問題が顕在化してきており、こうした状況を踏まえ、国では令和6年4月に「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」の一部を改正し、地域と共生した再生可能エネルギーの導入拡大を図るため、住民説明会の実施や事業計画の厳格化なども盛り込んだガイドラインを策定いたしました。しかしながら、防災や環境保全、景観保全といった観点については地域ごとに事情が異なるため、独自に条例やガイドラインを定める自治体が増えてきていることは認識しております。そこで太陽光発電の設備の設置について必要な事項を定めることにより太陽光発電事業と地域との調和及び自然環境の維持を図り、町民の災害防止や良好な住環境、自然環境等の保全に寄与するための規制に関する考えと取組についての御質問でございますが、当町におきましては昨年新ひだか町再生可能エネルギー導入・省エネルギー推進計画を策定し、積極的に取り組むこととしており、脱炭素社会の実現に向け、太陽光発電は極めて有

効な手段となっております。現時点では、町独自の条例やガイドラインを設けていないことから、太陽光発電設備の設置に係る手続は基本的に国のガイドラインに基づいて行われており、これまでのところ町内において太陽光発電に関する顕著なトラブルは聞き及んでおりません。また、北海道においても条例制定していないこともあり、行政による規制は民間の経済活動にも少なからず影響を与えることから、今後の状況に注視しながら必要に応じてほかの自治体の事例や国、北海道の制度動向も踏まえつつ、町独自の対応の必要性、規制の在り方について検討してまいりたいと考えております。

次に、町内での設置数及び規模、内容についての把握状況でございますが、町独自では把握しておりませんが、経済産業省が公表しているデータによりますと、令和6年12月末現在で同省の認定を受けた町内に設置の太陽光発電設備の数は286件となっております。発電出力ごとでは10キロワット未満の住宅用など小規模なもので215件、10キロワット以上のもので71件となっております。このうち2件が発電出力1,000キロワット以上のいわゆるメガソーラーとなっております。

○議長(福嶋尚人君) 中村管理課長。

[管理課長 中村英貴君登壇]

○管理課長(中村英貴君) 私からは、城地議員御質問の大きな3点目、「公立高等学校配置計画案(令和8年度から令和10年度)策定に関する間口確保対策の取組と連携について」御答弁申し上げます。

公立高等学校配置計画につきましては、これからの高校づくりに関する指針に基づき高校進学希望者数に見合った定員を確保することを基本とし、教育水準の維持、向上を図る観点から中学校卒業生数や生徒の進路動向、学校規模、学校学科の配置状況、欠員の状況などを勘案し、地域の実情などを考慮しながら、北海道教育委員会が毎年策定しているものでございまして、令和8年度から令和10年度における配置計画案については本年4月に開催された第1回公立高等学校配置計画地域別検討協議会を経て6月3日に公表されたものであり、今後地元中学校における進路希望の状況等を踏まえて例年7月開催予定の第2回地域別検討協議会において改めて地域の意見を聴取した上で、9月に公立高等学校配置計画が決定される予定となっております。このたび公表された配置計画案では、静内高校の令和8年度の募集学級数は計画決定時に公表するとされており、現段階では1学級減とする案とはなっておりませんが、令和6年度及び令和7年度の状況を申し上げますと、募集学級数5学級に対し2年連続して開設学級数が4学級となっております。

そこで、1点目の道立静内高校5間口確保のための取組が必要であると考えているが、いかかにかについてですが、間口確保の取組は喫緊の課題であると認識しておりまして、仮に学級減となった場合の影響ですが、学級数に応じて配置される教職員等の減少に伴う地元消費の減などの地域経済への波及のほか、高校の組織や指導体制の維持が難しくなることにより生徒のニーズに応える多様な教育活動や部活動などに制約が生じ、新入生の他管内等への流出が懸念されます。北海道教育委員会では、配置計画の策定に当たって地域ごとの特性や実情、高校に対する地域の期待も十分に踏まえることとし、地域の方々の意見をいただきながら検討するとしておりまして、4月に行われた第1回公立高等学校配置計画地域別検討協議会において当町から北海道教育委員会に対し町として高校の間口減や存続に関し今年度の町政執行方針や教育行政執行方針に明確に位置づけて、高校への支援や小中学校と高校との連携強化を図っているところであり、今後の高校配置計画の策定に当たっては中卒者等の状況を踏まえつつも、地域の高校を支援する取組や町民の

強い願い、高校が行っている特色ある教育活動の成果を十分に考慮して、地元の高校の規模を維持、存続するよう強く要望したところであります。今後においても、7月に開催予定の第2回地域別検討協議会などで改めて地域の実情を訴え、静内高校の配置計画の変更については慎重に進めていただくよう引き続き強く要望してまいりたいと考えております。

次に、2点目の道立静内農業高校の2間口維持のための取組はについてですが、今回の配置計画案では静内農業高校は配置計画見直しの対象とはなっておらず、直ちに間口減となることは考えにくい状況にあります。今後の入学者の動向次第では間口減や学校統廃合案が示される可能性もあることから、静内高校と同様に取組が必要であると認識しているところであり、本年4月からは従来の支援策に加え、農業高校からの要望も踏まえ、学校給食の提供を開始したところでございます。

次に、3点目の支援枠拡大等親の負担軽減も踏まえ、高校教育振興を図るべきと考えるが、いかがかについてですが、当町では現在でも地元高校の間口維持や学校存続に向けて数多くの取組を行っておりまして、主な取組としては通学定期券の支給や通学バスの運行、奨学金の給付、英語検定料の助成などをはじめ、先ほども申し上げましたとおり、今年度からは静内農業高校への給食の提供も開始しているところでございます。また、探求学習への助言や支援、就職活動での面接指導の支援、インターンシップの受入れ、町広報紙等による地元高校の魅力PRなども行っておりまして、今後もこういった支援は継続していきたいと考えております。また、昨年度から行っております町理事者と高校との懇談会や毎月定例的に行っている町校長会に両高校の校長も参加していただいておりますが、あらゆる機会を通じて学校の要望を把握してまいりたいと思っております。なお、静内高校、静内農業高校はともに特色と魅力ある地域になくってはならない学校でありますので、子どもたちが地元の高校に進学したいという気持ちになること、また保護者においても安心して預けられる学校であることをもっと認識してもらうことが必要だと考えておりますので、高校側にも御努力をいただくとともに、町としても小中学校と共に積極的に連携してまいりたいと考えております。

次に、4点目の各中学校と高校教員が連携し、出前講座による交流の取組について何うについてですが、出前講座による交流については今のところ実施されておりませんが、授業力向上のための新たな取組として小中学校と高校で公開授業での交流が実施されています。こういったことをきっかけに連携、交流が進んでいくことを期待しているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) では、答弁ありがとうございました。何点か再質問させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最初に、道道昇格関連から再質問させていただきます。御答弁ありましたが、道道昇格の町からの北海道に対する昇格要望というのはまず何年からやって、今日に至っているのか。要望のスタートの年度はいつなのか答弁願います。

○議長(福嶋尚人君) 五十川建設課長。

○建設課長(五十川 敏君) 当初の要望ということなのですが、正確にちょっと今把握はしておりませんが、平成の19年、平成20年頃だと認識をしております。

○議長(福嶋尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) そうすると、平成19年にしても、今令和ですから、相当な年数が経過して、

前に進んでいないという、いろいろ条件がなかったのだということになります。それで、まず1つ目の件なのですが、この進捗経過については答弁でありましたから、分かりましたけれども、用地についてはあと2件ほどで今年度で終わるよという答弁だと思ったのですが、支障物件のほうはそれも完結したという捉え方でよろしいのか。

○議長(福嶋尚人君) 五十川建設課長。

○建設課長(五十川 敏君) 支障物件のほうも2件の件数に含まれております。

○議長(福嶋尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) そうすると、用地と支障物件全部で2件がまだ未処理だということなのですね。分かりました。

それで、2点目のほうになりますけれども、まず2点目、支障物件の関係で今未処理事項分かりましたけれども、関連がありますので、北海道のほうの道道から引き継ぐ分のルートがあるわけですが、このルートについて町側から引き継ぐとすれば今言った、北海道だからしっかりしていると言ったら失礼ですけれども、用地の関係は終わっていると思うのですが、支障物件は用地の問題についてはクリアしているよという捉え方で、いつでも北海道は町の引継ぎ事項の条件がクリアできれば、事務的に処理できるという捉え方でいいのか、まずその点について。

○議長(福嶋尚人君) 五十川建設課長。

○建設課長(五十川 敏君) 北海道側につきましても未処理の物件が存在すると認識はしておりますが、件数につきましては正確な数字は把握しておりません。未処理用地のほかに排水の流末の整備ですとか、その辺の整備も残っていると聞いております。

○議長(福嶋尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) それで、そういうことが現場だから、あるでしょう。

それで、次なのですが、この道道側の、道道が事務的に北海道から町に引き継ぐようになると思うのですが、このときの路線延長でいけば、私が質問した約14.1キロの分と道道の引継ぎ分の9.1キロ、これの交換になると思うのですが、この14.1キロのうち、私が現地でよく通るところですから、見ていますけれども、非常に山積みで蛇行しているところ、それから山岳救急車も回るので、この分で14.1キロのうち北海道が舗装されて、道道として機能を果たしている舗装のされている延長、それから砂利道の部分があって、ほとんど砂利の部分は改良も何もされていない状況になっていると思うのですが、この延長について、14.1キロの分について分かりましたらその距離を教えてください、あの間では大きな橋梁はないと思いますけれども、横断橋だとか何かで山から下りてきた水が横断パイプを通って、下流側に流れるというところがありますけれども、そういうところについては町として引き継ぐ場合は今の段階ではどういう考え方でいるのか。

○議長(福嶋尚人君) 五十川建設課長。

○建設課長(五十川 敏君) 今14.1キロのうち舗装と砂利道の距離数ということなのですが、こちらについても道道側ということで正確な数字押さえておりませんが、砂利道につきましては一番最後の区間、富沢生活館から道道に合流するまでの6.1キロのうち3キロ程度が砂利道と認識をしております。流末等の関係につきましても、壇上でも答弁いたしましたとおり、現在では現状での引継ぎが基本となるということで、今後協議も出てきますけれども、これからの北海道との協議の中でその辺も詳しく詰めてまいりたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) そういう答弁になるのですね。それで、いずれにしてももう一度確認しますけれども、道道の砂利道になっている部分については、そのまま改良何もされていないと。普通の、道路ではない。あれは砂利道ですから、その分をそのまま、約3キロ、もっとあるかな、今言われた距離の分はそのまま町道として引き継いでいくよと。特にあそこのところで両側に土地改良区の灌排、かんがい排水もあるのではないかと思いますし、それから和牛センターに行く道路、これ相当な傾斜で、砂利_____路面砂利ではなく、大きな石がごろごろしているような状況で北海道は今管理していますけれども、それらの部分についても引き継ぐ段階では砂利の部分についてもそのまま引き継ぐのか、それとも化粧砂利か何か敷いて、ある程度のものについて条件つけて引き継ぐのか、その点は町が将来維持管理する上ではどんなふう考えているのか。

○議長(福嶋尚人君) 五十川建設課長。

○建設課長(五十川 敏君) これからの整備につきましては、今のところ申し上げることはできませんが、先ほども答弁しましたように、今後の北海道との協議の中で、引き継ぐときの状況にもよりますので、そのとき、そのときで北海道と協議してまいりたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) それでは、いろんな諸条件がまだまだ残って、引継ぎにもあるのだと捉えなければならないと思うのですが、それで答弁の中で現在の道道の中で国土強靱化の代替ルートとして取組を考慮して、条件を考えていかなければならないのだという答弁あったのですけれども、この辺りは地域条件があれですから、その分は置いておいて、そして道道昇格を事務的に引き継いで、課題のある分については北海道側で道道の整備をしてもらうのだと。部分的な道道昇格の引継ぎをしてやるのだという捉え方でよろしいのですか。今の分も整備されなかったら引継ぎをしないのだ_____また同じように10年も15年もたってしまう。その分は別だよという捉え方で、課題のある道道の道路構造のものは課題のある分については一時保留しておいて、そして道道としてお互い交換するのだという捉え方で町はいるのか、その点です。

○議長(福嶋尚人君) 城地君、議長から言うのもおかしいのですけれども、今の質問はこれ通告の中で質問されているのですか。通告以外のことで質問されているのかちょっとよく分からないのだけれども。

○6番(城地民義君) 通告の_____というか、答弁の中で、要するに引継ぎ事項の中で地滑り防止工事などの継続した分があるので、これについては令和5年度の第3回定例道議会でも議論を重ねて、大規模地震云々という話の答弁がありましたが、関連で質問して、当然道道の条件ですから、道道の今のルートの条件ですから、そういう課題があればどうするのかという。

○議長(福嶋尚人君) 関連ということではなくなります……

○6番(城地民義君) 関連というよりもそのルートに関わる分ですから、それを考慮していくのか、それともそれはそれとして引継ぎ事項を保留しないのか、するのかという。

○議長(福嶋尚人君) 議長から言いますけれども、通告の中の質問としての答弁をしてください。
五十川建設課長。

○建設課長(五十川 敏君) 現在の町道といいますか、第1区間の中での地滑り箇所というのがありまして、今まだ道道が、ダブル区域といって、2本道道が走っているような形になっております。最初の路線の中にあります地滑り箇所につきましては、今北海道のほうで修繕をこれから

行っていくということで、そちらについては大規模な修繕と捉えておまして、それは完了するのは北海道のほうで工事をしていただいて、完了後に町道に引き継ぐという形になっております。

○議長(福嶋尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) ですから、分かりました。その分については、北海道が責任を持って整備して、そしてその時点で町に引き継ぐと。それ以外については、道道昇格としての____道道引継ぎの交換は____こういうことですね。

○議長(福嶋尚人君) 五十川建設課長。

○建設課長(五十川 敏君) そのとおりです。

○議長(福嶋尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) 分かりました。

それと、引継ぎは今の話聞きますとそんなに早く道道の引継ぎになるとは今の段階で、今用地問題とか支障物件、ほとんど7月に、今年度中に終わるということだから、何とか頑張ってもらいたいと思うのですが、それで4点目にちょっとなるのですが、現状の質問した町道のいわゆる、町道宝樹本桐線の一部あるのですが、3キロか3キロ500、この分の舗装が、前から言っているのですけれども、非常に舗装が傷んで、質問したとおり亀裂が入って、特に冬期間では亀裂が入って、そこをパッチングしたり、あるいは継ぎはぎして、それが雪が解けて、道路の車道の中でも、パッチングしてしまっているものだから、その間に雪があって、解けて、アイスバーン状態になって、流れないような状態って、そこがアイスバーンで非常に通行上危険だ、極端な言い方したらある程度スピード出していたらハンドルが取られて、センターから反対側に行ったりなんかする可能性のある道路維持状況だと思うのです。それで、質問したとおり、極端に悪いところのそういったところは、交通安全上もし事故があったら大変ですから、投資的な分もあると思うのですが、思い切ってオーバーレイを、普通オーバーレイといたら細粒度アスコン3センチ、あるいは経費を安くすると思ったら粗粒度アスコンで3センチ、3センチに満たなくても2センチならアスファルトは____細粒度アスコンだったらそれなりのオーバーレイの機能を果たしますので、そういった部分を部分的に、例えば3キロだったらそのうちの2分の1の1.5キロ分をそういったほうで両面の車両にオーバーレイをするというふうにしていかないと、私もよく通っていますけれども、事故が起きたときは道路管理者に責任があるのですから、その点についていま一度答弁願います。

○議長(福嶋尚人君) 五十川建設課長。

○建設課長(五十川 敏君) 壇上でも答弁申し上げましたが、今現在の状況としましては建設課のほうでは当面は舗装のパッチング、段差のすりつけによる対応をしてみたいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) そういうことで、要するに特に春、夏、秋くらいまで、冬期は坂から入って、ちょうどセイコーマートの手前の区間が相当悪いのですから、それでなくても坂は平常のときでもスリップして、結構車も脱線しているところもありますので、やっぱりそういうところはオーバーレイして、財政に予算つけてもらって、道道引継ぎまで道路管理者と安全管理に努めるべきだと思いますので、それは現場の状況をさらに把握してやっていただきたいなと考えていますので、この件についてはいずれにしても道道昇格については課題はありますけれども、遅いのではないかと私思うのです。平成の19年、平成20年からやって、今日、現在まだこのような状況。道

道に引き継いでもらって、早く……

○議長(福嶋尚人君) 城地君、簡略に質問してください。

○6番(城地民義君) 整備をすると、担当課長さん方一生懸命やっているのかもしれませんがけれども、地域の方も非常に苦言をしていますので、やっぱり地域のため、経済産業の発展のために早く道路整備をやっていただきたいなということをお願いというよりも、そういう方向でちよつとずつ進めていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

[何事か言う人あり]

○議長(福嶋尚人君) 先ほど同じ質問、今要望を言っただけだから、先ほど課長答弁していますから、それ以上のことはできませんから、次の質問に移ってください。

6番、城地君。

○6番(城地民義君) 太陽光発電については今答弁ありましたので、他の町村等でもそれなりの太陽光発電に関する規制に関する考え方でいろいろ取組んでいます。それから、自治体としての積極的な今日までの課題について、問題点についてはクリアするよにということで、関係機関あるいは関係住民と連携を図りながら、規制に関わっての条例に取り組んでいるということですから、町は今の段階ではそういうことでございますけれども、私が言っているのは建物に対する太陽光発電の設置ということで、それ以外のいわゆる雑種地だとか山林だとか、そういうところというのは10キロワット以下、10キロワット以上のももパネルの設置についての規制は住民と行政が一体となって、今後将来の町の環境整備、景観整備のためにやるべきだと考えておりますけれども、設置数も今聞きますと10キロワット以下で71件あります。それから、1,000キロワットで2件あるということです。私見ているのは、心配しているのは、ちょうど見ているかどうか分からないけれども、道道沿いで従前から太陽光パネルやっています。そうすると、町にほかの規制というよりもお互い連携して、後で問題起こさないよにということで条例化しているのですけれども、道道沿いに太陽光パネルが設置、用地ぎりぎりに設置しているのです。これは、道路管理する側に、道道ですから、北海道でしょうけれども、そちらのほうの管理するが除雪して、こちらは道南のほう雪あまりないから、ロータリー車飛ばすことはないけれども、それにしてもこれからの気候変動、降雪の積雪状態がどうなるか分かりません。そういったときにお互い町に、行政にそういったものを、太陽パネル等を設置するときに届出をしてもらって、そして用地の問題でこういうことで除雪とかが支障があるから、あるいは排水路があって、排水路のかんがい排水に、水道で維持管理するのに支障があるので、ある程度問題がなければ1メートルなら1メートル、2メートルなら2メートルよけて、そして太陽パネルの設置してもらえないかと、そういうことが私は大事でないかと思うのです。他の町村ではそういうことをやって、非常に住民との対話の中で太陽光パネルを設置して、後で問題が起きないよな行政をやっておりますので、そういうところ現実にありますので、見ていただいて、後で住民が相談してくればよかったというようなことがないようにしていただきたいと思います。太陽光発電については、町の考え方については分かりましたので、一応町側として現地のほうを把握しているのかどうか、今私の言った場所については、どうなのですか。

○議長(福嶋尚人君) 樋爪企画課長。

○企画課長(樋爪 旬君) まず、壇上から、経済産業省が公表しているということで、令和5年の7月現在で2か所と、メガソーラーになりますけれども、こちらについては三石西端のゴルフ

場の跡地ということになります。それから、もう一つが静内目名にございます。ここが1か所、そしてまたちょっと新たに、公表後になりますけれども、今年1月になりまして、三石の美野和地区にも1か所でできているという状況は把握してございます。

それで、ちょっと補足というか、まず町としては国のガイドラインに基づいて今行われているということもありまして、そのガイドラインのポイントとしては法令、必要な措置、そういった手続を事前に自治体に相談してやっていこうということ、それから地域住民への説明も、大規模なものについては説明する義務というものが設けられておりまして、町に対してでは例えば設置箇所に係る関係法令、これに関して確認をしたりとかということがございまして、「国土利用法」ですとか「都市計画法」ですとか「農地法」、そういったことで関係する部分については問合せが必ず来ております。あと、規模の大きい説明会が求められるものについても、事前に町のほうに対して説明が、事業者のほうから問合せがございまして、その際には町のほうからも例えば懸念される事項、地域、周りで例えば牧草の日陰になるのではないとか、住宅が陰になるのではないとか、そういったことをお伝えした上で丁寧に地域に説明に入っていただきたいということを申し入れて、対応しているところでございます。

○議長(福嶋尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) よろしくお願ひいたします。

次、3点目の、高等学校の配置計画の関連ですけれども、これについては前年度かな、前回の高校配置計画、質問させてもらったのですが、何とか5間口クリアできるのかなということであったのですが、現実として161人クリアできれば5間口なのですが、蓋を開いたらいろんな諸事情があって3人ぐらい足りなかったということで、4間口に現在なっております。それで、今回も、先ほど北海道教育委員会の基本的な5間口4間口等の学級数の条件を見ると、今言われたように、昨年度と同様に言われた高校側と、それから義務教育側の中学校側との横の連携等が、お互いPRをしながら一人でも多く子どもたち、生徒に地元の高校に入っていただくと、生徒数を確保するというような条件で町のほうもいろいろと支援等も含めて学校側と協力してやっているのですが、1つでございまして、学校側の先生が例えば、まず4番目を先に質問させてもらいますけれども、高校の例えば教科でも主要5教科の中で物理だとか数学だとか化学の先生がおられるわけですが、この先生方と中学校の授業、中学校ですから理科、数学と化学なんかありますけれども、英語もそうですけれども、そういった授業のときに高校の教員がその授業と一緒に_____の中で、教壇に立ってもらって、担任の先生と一緒に講座、教科書の指導も含めて学習をするという方法は、ほかの道立高校でも、これには教育長と、それから多分北海道教育委員会よりも高等学校の校長さんの権限の範囲の中で授業は参加、先生方の……

○議長(福嶋尚人君) 城地君、簡略にしてください。

○6番(城地民義君) やるのですけれども、そういう方法をやることによって親しみが湧いて、地元校ということになっている実態も多いのです。その点については、まず今後_____取組するとは言っていますが、その取組についてはどう考えるかお聞きします。

○議長(福嶋尚人君) 中村管理課長。

○管理課長(中村英貴君) 壇上答弁でもお答えさせていただきました。恐らく出前授業の関連のことかと思っております。先ほどもお答えさせていただきました。現時点でまだそういった取組はされてございませんが、まず我々としましては高校側と中学校だけではなく小学校も含めた交流とい

うところから始めまして、その中からできれば現場のほうから先生方同士の中でこういった授業やってみたいなというような声が生まれてくるというのをまず期待しております。もちろん中学校、高校、それぞれ教育課程持っておりますが、こういった公開授業等の交流を重ねる中で議員おっしゃるような高校のほうから先生が出向いて、小中学校で授業の支援を行うというようなことはあり得るのかなと思いますけれども、まずもって交流のほうを深めながらそういったものを模索していければと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) それと、ここは道立静内高校と農業高校があるわけですが、存置しているわけですが、PRも含めて、地元の高校に進学、大学等、非常に力があって、それなりの大学等有名校に受験して、合格して、今力のある学校だとそれぞれの町民の方は認識しているわけですが、PRの仕方で、確かに広報で一部最近見えていますけれども、広報というよりは、広報も一つの方法ですが、高校から中学校に行くときのパンフレットはあるのでしょうか、実際に大学がどういう学校が出て、どういうところに何人ぐらい進んでいるだと、専門学校も含めて、そういうパンフレット、あるいはその中には部活もやっていますから、野球だとかバレーだとか吹奏楽部だとか_____だとかということでやっていますけれども、そういうパンフレットを簡潔にして、そして例えば進学するとなると、11月、12月になると進路が決まってしまうわけですから、先ほど課長の答弁だと1回目は学校説明会終わっているよという答弁ですが、そういったパンフレットを改めて作って、この高校に入ればこういった大学に進学できるのだと、力があれば何ぼでもできるのだというような、そういう内容のものをパンフレット作って、生徒だけでなく、親にも、町がお金がなければ町でそういった予算を計上していただいて、やることも一つの子どもたちに対する認識、親に対する認識になると思いますが、その点について改めてお伺いしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 中村管理課長。

○管理課長(中村英貴君) おっしゃるとおり、まず地元の子どもたちに十分地元の高校のよさ、魅力を理解していただく、知っていただくということが何より大事だと考えております。広報でのほぼ特集記事のようなこともやっておりますし、例えば静内農業高校での地元企業とコラボした商品開発、こういったものを別な形で広報活用したり、もちろんいわゆるSNS、そういったものも活用したりしております。今おっしゃられたパンフレット等については、高校側のほうで積極的に作られて、ポスターなんか工夫をされて、各学校のほうにPRに回ったりもしていただいております。そういったことももちろん大事だと思います。それと併せて、やはり日頃の交流というのが非常に大事かなと思います。フェース・ツー・フェースで高校生の生徒たちと小中学校の子どもたちが顔を合わせてお互い交流する、実際町内の小学校では既に高校を回って訪問したり、そういった交流も始まってございますので、そういったところから子どもたちが小さい頃から将来は地元の高校に行こうと、そういう機運を盛り上げていくというのが大事だと思いますし、お子さんのそういった活動を通して保護者の方にもやっぱり地元高校いいよねというようなところを子ども、保護者、地域の方みんなでそういう機運を盛り上げていくような、我々そういうところでこれからしっかり努力していきたいと思っておりますし、高校、小中学校の皆さんとも一緒に連携して、取り組んでいきたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) あと1点か2点で終わらせていただきますけれども、要するに地元の各市町村では道立高校を存置するためにいろんな工夫あるいは支援をしているわけですが、もちろん先ほど説明あったように、当町でも2校の道立高校に対して支援をしておりますけれども、生徒あるいは保護者の支援の中で、ここは通学バスだとか、いろんな面で資格等取る部分での支援もしておりますけれども、私が前回もあれしたのですけれども、下宿している生徒がいるのです。下宿している生徒がおるのですけれども、これはこの人方にとってはやはり地元の高校が、静内高校なら静内高校_____勉強して、ここで頑張りたいのだという意欲が来ていますけれども、これに関わって、下宿代というのはデータを見ると全道の市町村データの中で通学費と下宿費の補助、全部で125市町村も現実に現在やっているのです、調べますと。これは活字になって出ていますけれども、だから高校の魅力化も含めた事業もそうですけれども、親の、質問しました、財政負担の問題も含めて下宿に対する、食べ物は別だけれども、いろんなケースを見ますと家賃というか、下宿代の中には家賃も入っているのですけれども、そういった部分の助成も全道の125市町村でやっていますし、それから御承知のとおり何としても守るのだということで、寮、寄宿舎を造っている町村が13町村あります。ですから、こういうデータもありますので、これには町長の特段の配慮、財政面の配慮も必要ですけれども、今、今日これでどうこうということになりませんけれども、下宿している生徒がこの学校は多いです、ほかのデータ見ますと。ですから、そういう点の生徒さん、親に対する配慮をしてもらえばまだ生徒が確保できると。しかも、高等学校は進学等も含めて近隣の高等学校より力のある高校だと皆さん見えていますので、その点について最後に考え方、当面の考え方について答弁してもらえればありがたいのですが。

○議長(福嶋尚人君) 藤沢教育部長。

○教育部長(藤沢克彦君) 高校の支援ということでございますので、私のほうから少しお答えさせていただきます。

今寮だとか寄宿舎のお話をされていますけれども、基本的にやっている市町村というのは例えば高校が1校しかないところだとか、それから町営だとか市営で学校を運営しているところがほとんどではないかなと思っております。当町といたしましては、寮だとか寄宿舎の助成をすることで間口の減が止まるとかということは考えていません。今我々がやっている支援策はできる限り継続はしていきたいと思っておりますが、その部分について今助成する考えはございません。先ほど中村から御答弁いたしました、静内高校、農業高校とも特色のある、魅力のある高校だと教育委員会では考えております。そこをやはりもう少し今の町内の小中学校の子どもたちにもお知らせする機会というのをつくっていくべきかなというところは検討している最中でございますし、今後とも小中高の連携だけではなくて、実は幼児、保育所の部分についても考えていきたいというところもございます。子どもたちが静内高校、農業高校に行きたいという気持ちが一番大事だと思っております。今後特に高校の授業料の無償化だとか、それから経済的にもやはり少し上向いているということもあって、管外に出るお子さんというのが相当増えてくると思います。そこについて負けないためにはやはり魅力をどう伝えていくか、それは児童生徒、保護者ともにというところが一番のキーポイントとなってくると思っておりますので、そこに力を入れてまいりたいと考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 6番、城地君。

○6番(城地民義君) 考え方は分かりました。しかしながら、地元の学校を守るためにそういっ

た別の、今私が質問したメニューについて特段の市長さん、あるいは町長さんの力で予算づけして、学校の間口を確保しているということも実際にありますので、今後一つの参考にして、高校の教育の振興のためにやっていただきたいというのを申し上げて、質問を終わらせていただきます。

それでは、終わります。

○議長(福嶋尚人君) 城地君、言わないとちょっと不公平なので、最後に要望することはしないで、一般質問だけしててください。

終わります。

暫時休憩します。10分程度休憩します。

休憩 午後 3時13分

再開 午後 3時23分

○議長(福嶋尚人君) 休憩前に引き続き一般質問を継続いたします。

15番、北道君。

[15番 北道健一君登壇]

○15番(北道健一君) 通告に従い、一般質問をさせていただきます。

質問事項は、道の駅みついしの改修、リニューアル等に取り組む考えについてでございます。道の駅みついしは、平成7年に完成し、道内では18番目に登録され、利用が始まりました。その後30年が経過し、施設も老朽化しております。現在の道の駅みついしは、昨年6月に指定された日高山脈襟裳十勝国立公園の日高山脈が一望できる場所でございます。また、周りには軽種馬生産農家があり、馬との触れ合いや乗馬体験ができる施設を併用することも可能な場所でございます。さらに、道の駅の周りには三石海浜公園、オートキャンプ場、みついしふれあい交流センター、ふれあいビーチ、みついし昆布温泉「蔵三」、三石特産品販売センター、地場農産物直売所の菜花等があります。また、5月の花見時期や連休には、地域の商工会青年部の方々による出店、行事等が道の駅周辺で開催され、好評を得ております。しかし、道の駅センターハウスの2階の食堂再開が遅れており、道の駅に立ち寄る方の利便性に配慮されていない現状です。そこで、老朽化している道の駅みついしの改修、リニューアル等に取り組むことが必要と思います。町の考えを伺いたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。答弁をよろしくお願いします。

○議長(福嶋尚人君) 森まちづくり推進課課長。

[まちづくり推進課長 森 勝利君登壇]

○まちづくり推進課長(森 勝利君) 北道議員から御質問の「道の駅みついしの改修、リニューアル等の取組について」御答弁申し上げます。

道の駅につきましては、平成5年の制度創設から32年が経過しようとしてございますが、令和7年1月31日現在、全国に1,230駅設置されている状況でございます。制度創設当初は、24時間無料で利用できる駐車場やトイレといった休憩機能、道路情報や地域の観光情報を提供する情報発信機能など通過する道路利用者へのサービス提供が主たる機能となっておりましたが、制度創設から20年が経過した平成25年頃になると、道の駅の持つ地域との連携機能が次第に役割を増していき、道の駅自体が目的地となるようなところが増えていきました。国土交通省では、このよ

うな変遷を第1ステージ、第2ステージと捉えつつ、道の駅の新たなステージに向けた提言やそのための新規施策の具体化に向けた審議を行うことを目的に有識者を交えた新道の駅検討会を平成31年に立ち上げ、同年10月に「道の駅第3ステージへ」と題した提言書が取りまとめられています。この第3ステージでは、道の駅を地方創生、観光を加速する拠点へというコンセプトが掲げられ、令和7年に目指す3つの姿として世界ブランド化、防災拠点化、地域センター化を進めるとしてございます。

そこで、御質問の道の駅みついしの改修、リニューアル等に取り組む考えはという点でございますが、令和6年12月定例会において、橋本議員から三石海浜公園周辺施設に関する方向性や計画についての御質問に対し、道の駅に関しましても今後の方向性や計画については現在のところ具体的な方針を持っておりませんが、不定期ではございますが、地元事業者による物販イベントなども継続的に開催されている状況もございますので、そのような活動に参画されている方々をはじめ、既に入店している事業者、隣接する温泉施設の指定管理者など関係する方々と意見交換をさせていただきながら、現実的かつ持続可能な対応策をまとめていきたいと考えてございまして、現時点におきましても改修、リニューアルなどの具体的な計画は持ってございませんが、今年度におきましてはふるさとの魅力向上発信業務委託の中で、改めて現在の道の駅みついしの利用実態などを調査研究する予定となつてございまして、これらの結果なども踏まえながら今後の方針等についてさらに研究を進めてまいりたいと考えてございまして、御理解いただきたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 壇上質問に答弁をいただきましたが、何点か再質問をさせていただきます。

道の駅の改修、リニューアル等に取り組む考えについての再質問ですが、壇上答弁で現時点では改修、リニューアルの具体的な計画は持っていないが、今年度利用実態などを調査研究する予定との答弁ですが、今年の2月の新聞で国道交通省は道の駅のリニューアルを支援する内容が掲載されました。その内容ですが、国道交通省の道の駅リニューアル事業の支援期間は令和7年、今年から3年を予定しており、毎年10か所程度を選定して支援すると言っております。また、国土交通省は、地方創生や観光を加速する拠点の発展につながるリニューアルを重点に支援することとしております。このような国土交通省の支援を受けて改修等に取り組む考えはあるのかないのかを聞きたいと思っております。

○議長(福嶋尚人君) 森まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(森 勝利君) 議員おっしゃられるとおり、2月に公募ございまして、4月25日付で国土交通省がその結果についてプレスリリースを行ってございます。そちらの内容を見ますと、全国で10駅が選定されてございまして、道内では唯一道の駅るもいが選定されている状況にございます。先ほど壇上から申し上げましたとおり、重点的な支援に当たりましては世界ブランド化、防災拠点化、地域センター化という3つの視点が示されてございまして、道の駅るもいに関しましてはアウトドアの総合メーカーのモンベルさんと連携して、モンベルアウトドアヴィレッジを併設したりですとか、あと新たに市の交流複合施設を整備したりするなど、官学産民の連携による地域センター化を目指した構想となつてございまして、やはり町としての目標であったり、目指すべき姿であったりとかが明確でなければ採択にならないというところを認識したところでございまして、壇上から申し上げましたとおり、まずは利用実態調査を行うという

ころから始めたいというところがございますので、御理解いただきたいと存じます。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) これからということですが、実は3年間と言っているのですが、将来的にもこの事業は継続するというようなニュアンスも聞いてございます。また、この国土交通省の事業に選定されれば、施設の整備とか改築に係る財政支援、戦略の立案には総務省、農林水産省の両省を含む専門家の派遣により応援、手助けをして、リニューアルに協力してくれるということもあるものですから、将来的にはこういう事業に乗るのもいいのではないかなと思います、その辺町の考えも聞きたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 森まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(森 勝利君) 先ほど御質問にもありましたけれども、現行のリニューアル事業に関しましては今年度を含めて3か年を想定しているということで、国土交通省からも示されているところではございますけれども、重点的な支援に当たっての3つの視点、先ほどまで申し上げてございますけれども、そのうち防災拠点化という部分に関しましては、現在旧三石温泉跡地に整備を進めている施設の関係から採択は難しい状況にあるかなと判断していますし、世界ブランド化という部分に関しましてもなかなかちょっと敷居が高いように感じてございます。目指すとするならば、残された地域センター化ということになるかと思うのですが、現在地にとりますと、その構想も描けないというような状況なのかなと認識してございますので、専門家の派遣を受けるというお話もございましたけれども、現行の補助メニューに関しましてはちょっと取り組むことは難しいかなと考えてございますので、御理解いただきたいと存じます。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 理解しました。

次に、壇上答弁で現時点では改修、リニューアルの具体的な計画は持っていない答弁でしたが、改修、リニューアル等を行わないとしたら、老朽化した道の駅を当面どのような施設運営を考えているかを聞きたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 森まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(森 勝利君) 先ほど申し上げさせていただいたとおり、ふるさとの魅力向上発信業務委託の中で改めて現在の道の駅みついしの利用実態などを調査研究するという予定でございますけれども、それらの結果を踏まえて、必要な機能があれば財源も含めて検討しなければならないものとは考えてございますけれども、現状では基本的にはキャンプ場の管理棟という重要な機能がございますので、それらの機能に支障が生じないよう必要な修繕等をその都度実施していくというところで考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 分かりました。

次に、道の駅みついしの2階部分にあった食堂は現在営業しておらず、道の駅としての利用者の期待に応えていないと感じますが、再開をどのように考えているかを聞きたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 森まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(森 勝利君) レストランの再開というところではございますけれども、2階部分につきましてはこの間様々な御指摘をいただいてございますけれども、三石海浜公園全体を俯瞰してみますと、「蔵三」さんにレストランございます。また、鳧舞地区というくくりで見ま

すと、個人で経営されているレストランですとかカフェもあつたりしますので、それらの状況も踏まえながら、壇上でも申しあげました利用実態調査、そちらの結果を基に今後どうすべきかということを検討してまいりたいと考えてございます。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) いずれにしても、ふるさと納税か何かの品物を作る等で2階は使われているようですけれども、やはり近いところにそういう食堂的な施設があれば便利だと思いますので、再開等の検討を今後もお願いできればなと思いますが、最後の質問になります、町長は今の道の駅みついしの現状を見てどのような考えをお持ちかお聞きして、終わりにしたいと思います。

○議長(福嶋尚人君) 森まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(森 勝利君) 先ほど三石海浜公園を俯瞰して見てみますとというお話しさせていただきましたけれども、改めて俯瞰して見ますと、雄大な太平洋、また峰々が連なる日高山脈、牧場風景というようなすばらしい景観に囲まれるように道の駅のほかにキャンプ場、温泉、宿泊施設、地元産の農水産物を販売している特産品販売センターや菜花といったような施設がございまして、機能としては充足しているという見方がある一方で、散在しているという状況にございます。現状では、それらを集約するような計画は具体的には持ってございませんけれども、繰り返しになりますけれども、利用実態調査の結果を基に今後どうすべきかということを検討してまいりたいと考えてございますので、御理解いただきたいと存じます。

○議長(福嶋尚人君) 15番、北道君。

○15番(北道健一君) 以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

◎延会の議決

○議長(福嶋尚人君) お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長(福嶋尚人君) 本日はこれで延会いたします。

どうも御苦労さまでした。

(午後 3時41分)